様式第１号

会　議　録

<table>
<tr><td colspan="2">会議の名称</td><td colspan="3">令和７年度 つくば市地域福祉計画第１回 策定推進懇談会</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催日時</td><td colspan="3">令和７年（2025 年）８月 21 日
14 時 00 分～16 時 00 分</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催場所</td><td colspan="3">つくば市庁舎　コミュニティ棟　会議室３</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務局（担当課）</td><td colspan="3">福祉部社会福祉課</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出席者</td><td>委　員</td><td colspan="3">山脇　博紀、森地　徹、瀧原　純、細田　忠博、
須藤　浩平、岡田　房子、田邊　佐貴子、石塚　一夫
後藤　真紀、津野　義章、山崎　誠治、荒井　隆
登坂　敦子（以上 13 名）</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td colspan="3">根本福祉部長、中村社会福祉課長、武笠課長補佐、大竹係長、田崎主任、佐野主任</td></tr>
<tr><td>関係課室等</td><td colspan="3">健康増進課：江幡管理栄養士、及川管理栄養士
市民協働課：松本課長補佐、大山係長
高齢福祉課：相馬主任
こども育成課：小林課長、興津主査</td></tr>
<tr><td colspan="2">公開・非公開の別</td><td>■公開　□非公開　□一部公開</td><td>傍聴者数</td><td>０人</td></tr>
<tr><td colspan="2">非公開の場合はその理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">議事・報告</td><td colspan="3">(1)　つくば市地域福祉計画（第４期）進捗状況評価結果について
(2)　つくば市地域福祉計画（第５期）策定に係る関係団体ヒアリング、庁内ヒアリング調査実施（案）について</td></tr>
<tr><td colspan="2">会</td><td colspan="3">１　開会
２　新任委員紹介</td></tr>
</table>

様式第１号

議次第	３　福祉部長あいさつ ４　座長あいさつ ５　議事 (1)　つくば市地域福祉計画（第４期）進捗状況評価結果について (2)　つくば市地域福祉計画（第５期）策定に係る関係団体ヒアリング、庁内ヒアリング調査実施（案）について ６　その他 ・地域福祉計画を上位計画とする各個別計画のニーズ把握手法について ・今後のスケジュールについて ７　閉会

１　開会

（１）会議録作成のためのマイクの使用について（依頼）

（事務局）

本日の会議においては、正確な会議録の作成のため、発言の際には必ずマイクの使用をお願いいたします。発言の前にはマイクの底のボタンを押し、マイクのランプが赤から緑に変わったことを確認のうえ、お名前を名乗りいただき、発言をお願いいたします。発言された後には再度マイクの底のボタンを押して、マイクのランプが緑から赤に変わったことを確認してからお戻し願います。

（２）会議の成立（報告）

（事務局）

本日は 13 名の委員に御出席をいただいております。定数の半数以上となりましたので、つくば市地域福祉策定推進懇談会開催要項第６条の規定により、本日の懇談会は成立いたしますことをご報告いたします。

２　新任委員紹介

新任の委員２名の紹介及び事務局職員の紹介

３　福祉部長あいさつ

福祉部長からのあいさつ

４　座長あいさつ

座長からのあいさつ。

５　議事

（事務局）

事務局から会議の公開に関する連絡事項があります。つくば市地域福祉施策計画策定推進懇談会におきましては、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とする、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例により、この会議を公開することとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に移りたいと思います。ここからは、座長に進行をお願いしたいと思います。山脇座長、どうぞよろしくお願いいたします。

（１）つくば市地域福祉計画第４期の進捗状況評価結果

（座長）

それでは議事次第に従って、「（１）つくば市地域福祉計画第４期の進捗状況評価結果」について意見交換をしていきたいと思います。

資料としては、資料３「各施策進捗状況評価表」、資料４「事前質問一覧」を御参照ください。資料４について担当課から補足説明いただいた後、意見交

換に入りたいと思いますのでよろしくお願いします。では、議事の前に、事務局からこの懇談会の資料や目的について説明があればお願いします。

（事務局）

まず、資料の確認をさせていただきます。

＜事務局による資料の確認＞

続きまして本日の懇談会開催の目的について説明をさせていただきます。

本日の懇談会開催の目的は２点あります。

１点目につきましては、今年度実施した各施策の令和５年度及び令和６年度分の進捗状況評価結果について、皆様方から御意見等を伺いたいと考えております。

２点目につきましては、次期第５期計画策定のためのニーズ把握として、今後、関係団体及び庁内関係課へのヒアリング調査を実施いたします。これらのヒアリングの調査対象団体等及びヒアリング調査票の素案について、皆様方から御意見等を伺いたいと考えております。

続きまして、つくば市地域福祉計画第四期進捗状況評価結果について、説明をさせていただきます。お手元に配付させていただいている資料２を御覧ください。

今回の評価年度につきましては、第４期計画３年目の令和５年度、及び４年目の令和６年度を対象としております。評価者につきましては、各事業担当課です。評価については、各計画における数値基準をもとに行っております。その数値目標値として、達成基準が 101％以上をＡ評価、80％から 100％をＢ評価、60％から 79％をＣ評価、30 から 59％をＤ評価、29％以下をＥ評価として、この計画の評価としております。また事業の廃止、未実施により

評価ができないものにつきましては、横線の表記をさせていただいております。また、評価につきましては、数値のみならず内容も含めて検討した上での評価となっております。

今回の評価における対象施策 89 項目に対しまして、関連部局により 131 件の評価を実施いたしました。評価結果につきましては、A 評価が１件、B 評価が 120 件、C 評価が８件、E 評価が１件、事業未実施により評価ができなかったものが１件となります。各施策の詳細につきましては、お手元にお配りさせていただいております、資料３「つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表」の通りとなっております。

では次に、本日ご出席いただいております委員の皆様から事前にいただいた質問等につきまして、回答をさせていただきたいと思います。お手元の配布資料、資料４「事前質問一覧」を御覧ください。

まず初めに、石塚委員からの質問があった、基本施策１－①－２、「食生活改善推進員の活動支援」に関する御質問につきまして、健康増進課より回答をお願いしたいと思います。

（健康増進課　江幡管理栄養士）

健康増進課の江幡と申します。質問いただきました件についての回答の前に、食生活改善推進協議会の説明をさせていただきます。食生活改善推進協議会とは、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、市民の健康づくりのために食育活動を行うボランティア団体です。桜支部、茎崎支部、大穂支部、豊里支部、谷田部支部、筑波支部の６つの支部に分かれ、地域に根差した食育活動を行っていただいています。令和７年度の会員数は 173 人となっており、男性が７名、女性が 166 人となっております。地区ごとの内訳として、桜支部が 41 人、うち男性２人、女性 39 人。茎崎支部、31 人、うち男性１人、女性 30 人。大穂支部、25 人、うち男性３人、女性 22 人。豊里支

部、26 人、うち男性１人、女性 25 人。谷田部支部 34 人、うち男性０人、女性 34 人。筑波支部 16 人、うち男性０人、女性 16 人となっております。

御質問いただいた食生活改善推進員の主な活動としては、交流センターや公民館などを拠点に、子供から高齢者まですべての世代に向けて、調理実習や食育講話、イベントでの普及啓発活動を行っています。高齢者への活動は、近隣の交流センターや公民館を会場として、低栄養予防やフレイル予防、生活習慣病予防をテーマとした調理実習や食育講話、レシピ紹介等などを実施しています。

市では、毎年、会員向けの研修会及び養成講座を開催し、食生活改善推進員の育成や支援をしています。引き続き食生活改善推進協議会を支援し、連携しながら、高齢者をはじめとする市民の方への健康づくりの推進をしていきます。

（事務局）

ありがとうございました。

では続きまして、基本施策１－②－６「区会の設立及び区会加入の促進」について、市民協働課より回答をお願いいたします。

（市民協働課　松本課長補佐）

市民協働課の松本と申します。御意見ありがとうございました。

少子高齢化の進行や家族形態、住民の価値観やライフスタイルの変化、市民ニーズの多様化により、全国的に地域コミュニティの活動を支える区会の加入率の低下が課題となっていることは、つくば市についても認識しているところです。また、TX 沿線の流入人口の増加に比べて、区会設立等が追いついていないことも、加入率低下の原因と考えています。

御指摘いただきました加入促進の取り組みについては、現在区会加入促進チラシを市民窓口課や各窓口センターで、転入者に対してお渡ししていま

す。また、ホームページを活用した区会加入案内などを行っています。つくバスにデジタルサイネージという広告がありまして、そちらの方にも掲示を行い、区会加入のメリットを、継続的に広く広報しております。

今後も区会加入促進については、つくば市区会連合会と連携し、啓発活動の取り組みを継続して実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。続きまして、基本施策３－③－69「子どもの居場所づくり「放課後こども教室推進事業」の実施」について、こども育成課より回答をお願いいたします。

（こども育成課　小林課長）

こども育成課小林と申します。２点御質問いただいたかと思います。

１点目が、放課後こども教室の申し込み方法について電子申請方式を導入したことにより、放課後こども教室は実施できたかとの御質問です。令和６年度は、放課後こども教室を585回実施しています。電子申請方式を導入したことによる不具合等もなく、実施できております。

２点目が、学校の都合等で実施を断念せざるをえない場合等について、解決できるような対策を検討してくださいという御質問・御意見ですが、今後も学校施設を活用した放課後こども教室については、教育局や学校との連携を密にし、事業を実施していきたいと考えています。以上です。

（事務局）

ありがとうございました。続きまして、山脇委員からの基本施策３－①－58「高齢者の健康づくりの支援」についての御質問に対して、健康増進課より回答をお願いいたします。

（健康増進課　江幡管理栄養士）

健康増進課の江幡と申します。本日、いきいきプラザの担当が都合により不在のため、代読させていただきます。

質問内容は、出前教室の令和６年度の延べ参加者数は令和５年度比で減少しているが、令和６年度の運動教室の延べ参加者は、令和５年度比で増加しているなかで、令和６年度の評価が令和５年度のＢ評価からＣ評価に下がった理由を伺いたいとのことでした。年度によって目標値が異なるためでしょうかという御質問をいただきましたが、出前健康教室と運動教室の延べ参加者数の目標値は、どちらも年度ごとには変わりません。出前健康教室の目標延べ参加者数は３万 4,500 人、運動教室の目標延べ参加者数は 8,000 人です。

令和５年度は、両方の教室の延べ参加者数の達成率が約７割であったことに加え、令和４年度と比較して、参加者数が増加したことから、Ｂ評価としました。しかし、令和６年度は、出前健康教室の延べ参加者数の達成率が約６割と低下してしまい、さらに、令和５年度と比較して、参加者数が減少してしまったことから、Ｃ評価としました。以上です。

（事務局）

ありがとうございました。続きまして、基本施策３－①－59「日常生活圏域単位の拠点整備」について、高齢福祉課より回答をお願いいたします。

（高齢福祉課　相馬主任）

高齢福祉課の相馬と申します。よろしくお願いいたします。

日常生活圏域単位の拠点整備についてですが、こちらについてはつくば市高齢者福祉計画（第９期）におきまして、こちらに記載しております、４サービス５件についての整備を計画し、令和６年度に公募を実施させていただいたのですが、２件、看護小規模多機能型居宅介護と、特定施設入居者生活

介護の１件分について、整備事業者を選定することができませんでしたので、今回はＣ評価とさせていただいています。今後の整備については引き続き検討していきます。以上です。

（事務局）

最後に、基本施策３－①－62「認知症高齢者等保護支援事業」についての御質問への回答ですが、本日、地域包括支援課の担当が都合により欠席のため、地域包括支援課からの回答を事務局において代読をさせていただきます。

認知症高齢者等保護支援事業をＥ評価とした理由は、多様な見守り機器が普及し、今後のくつ収納型位置情報端末機の貸し出し需要は見込めないことから、計画の見直し等を検討したことによるものです。今後は認知症高齢者等見守り事業として、おでかけ見守りシールをはじめとした認知症高齢者やその家族の支援を継続します。お出かけ見守りシールと靴収納型位置情報端末機の違いにつきましては、おでかけ見守りシールは、認知症の方の持ち物や衣服等に貼ることで、行方不明時に発見者がスマートフォンで二次元バーコードを読み取りますと、速やかに登録された家族や関係者に繋がる仕組みです。また、靴収納型位置情報端末機は、認知症の方の位置情報を常時把握できるため、行方不明時にリアルタイムで確認できるものです。お出かけ見守りシールは利用者側に費用はかからず、持ち物や衣服等に貼ることで、導入が簡単にでき、どなたでも利用できる点が大きな特徴です。靴収納型、位置情報端末機は、利用者側に通信費等の費用負担が必要であり、充電や靴の装着など、日常の管理が必要となります。

地域包括支援課の事業に関する御質問への回答は以上です。

（事務局）

今回、事前に御質問をいただきました、石塚委員、山脇委員への担当課からの回答は以上となります。石塚委員、山脇委員におかれましては以上の回答でよろしかったでしょうか。

何か御意見・御質問等がありましたら、お願いします。

（石塚委員）

石塚です。いろいろありがとうございました。

食生活改善推進員について、よく活動しているという話を聞きます。シルバークラブでいろいろな事業について聞くシルバー教室といった事業があるのですが、そうした場にも、フレイル予防についての説明の講師を派遣していただけるのでしょうか。

（健康増進課　江幡管理栄養士）

はい、御意見ありがとうございます。

食生活改善推進の方にお申し込みいただきましたら、団体様、８人以上から受け付けておりますのでぜひご利用いただければと思います。

（石塚委員）

ありがとうございます。ぜひ利用させていただきたいと思います。

（山脇座長）

石塚委員、ありがとうございます。

私が質問した部分について、森地先生からの質問でもあったかと思うのですが、御回答ありがとうございました。

高齢福祉課への質問内容について、公募をしたものの不調に終わったとうことですが、看護小規模多機能型居宅介護等は、とても必要なサービス、施設だと思いますので、不調に終わった原因を精査し、ぜひ来年度しっかり公募が実施・実現できるように進めていただければと思います。回答に関しての感想は以上です。

森地先生から何かございますか。

（森地委員）

石塚委員への食生活改善推進についての質問への回答について、会場として、交流センターや公民館といったところで活動を実施していますということでした。こうした施設を使うに当たり、大分施設が古くて活動がしにくいのではないかと感じます。そのあたりについて皆様から何か御意見があったり、あるいはそれに関して改善をしようというような課内での議論があったりしたら　御紹介いただけるとありがたいです

（健康増進課　江幡管理栄養士）

会場の使いやすさについて、食生活改善推進員の方たちは「そこにある施設でどのようなことができるか」ということを考えて、活動してくださっており、今のところ会場についての要望は特に健康増進課には入っていません。そのため、健康増進課は引き続き連携して活動の支援をしていきたいと考えております。以上です。

（山脇座長）

ありがとうございます。

では、区会に関しての御回答もありましたけれども、今日御参加の区会代表の瀧原委員から、何か御感想等ありませんか。

（瀧原委員）

今のところはありません。

（山脇座長）

急に質問を振りまして失礼しました。この部分についても気になることがあります。今、公務員官舎がどんどん住宅地開発されています。宅地開発をするときに、区会設立について働きかけているというような記述があったかと思いますが、これが実際にどのような効果があるのか、あるいはちょっと手応えが弱いのか。希望者に対して区会作成・設立を支援するということな

のですが、そもそも希望者がいない、あるいは少ないことが問題なのではないかと思ったりもします。

宅地開発事業の際の取組について回答できる範囲で御紹介いただけるとありがたいです。

（市民協働課　松本課長補佐）

市民協働課の松本です。御意見ありがとうございます。

宅地開発に関しましては、事前協議が都市計画部から来たときに、市民協働課として、区会の設立についてお願いしています。大規模開発の場合は、100 戸以上の開発に関しては、集会所を設けてくださいということでお願いしています。集会所など集会施設等ができると、またそれに付随して管理組合みたいなものができますので、その地域の繋がりができて、区会が設立される確率が高いかなとは、思っております。

区会自治会は任意団体ですので、なかなか行政側が強制して作れるものではなく、新しく住まれた方々のなかで地域の繋がりができ上がっていって、区会とか自治会になるのではと考えておりますので、その醸成には時間がかかるものと思っています。

必要とされたときにこちら側から支援をするとか、転入者の方々にご案内はすることはできても、強制力はありません。地域のもうすでにできている区会のところに転入される方々については、区長さんたちが区会に加入するように働きかけはしてくれています。ただ、働いている若い世代の方たちは、その必要性を感じていただくことが難しいところがあり、地域に溶け込んでくると、また形が変わってくるのかなと思っています。

このような回答でよろしいでしょうか。

（山脇座長）

ありがとうございます。

（石塚委員）

区会について、私は以前に区長もやったことがあります。各地区で、区会に加入するということが、なかなか深い事柄であると思います。入会したときのメリットについて説明できないのです。例えば、初めにごみ処理とかの話になりますが、その先の話になると漠然とした話が多くなります。新しい住民の方が区会に入るメリットを説明できないがために、区会に入らないのかなと私は思いました。それが改善しないままに、区長の任期が終わってしまったのですが、そういうことがかなり影響しているのではと思いました。以上です。

（瀧原委員）

すいません、コメントさせていただきます。先ほど松本さんからも御発言あったとおりで、最近の新入会はいくつかあるのですけど、やっぱりそのマンション等の１棟ができ上がったら、その棟に入居した方を丸ごと募って加入するなど、そういったケースが何件かあったかなとは思います。そうしたところと、これまでの古くからある区会とは、やっぱり何かが全く違うなとは感じています。デジタル化にもすぐ対応しやすく、メール等の電子的なもので済んでしまうので、もう回覧物はいらない、市からの発行物も要らないという方も多いですし、そちらの方がコストはカットできるので、区会連合会でも今議論になっています

各区会への委託費については、おそらく、つくば市は他の市町村よりもかなり充実したものがあったと思います。私は春風台の区長ですが、委託費をもらうと、区費もらわなくても委託費のみで運営できてしまう、むしろちょっと余ってしまうのでは、というようになります。私たちは集会所とか持たっておらず、集会所を持っているのはどちらかというと歴史のある区会が多いので、そういったところに関しては、そういった委託費があることでのメリットもあると思うのですけど。これまでの歴史のある区会と、新しい区会は、全く違うのだなとは、感じているところです。私のところも、区会がで

きて15年とか、そのぐらいだったと思いますが。

加入するメリットについても、やはりごみ問題というのが大きいと思います。どの家庭でもごみを捨てると思いますが、そのごみを出す集積所の問題とか、ある程度区費を払ってダストボックスを設置したりとか、ごみの当番だったりだといった費用も含めた区費の徴収というのを行っているかと思うのですが、未加入の方はどうしようかということになります。当会だと利用料というかたちで、区会に入らない方からは別個でお金をいただくかたちにしていて、その値段差を比べると、メリットがあるというようにしています。区会に入ると色々な当番とかもあるので、メリットと思われないかもしれないですが、そうしたことを説明して入っていただくようにはしています。ただ、新しい宅地の方ですとそういった音頭をとる方もなかなか見つけづらいかと思います。課題はたくさんあると思いますが、私も40歳になって、こういった働きもさせていただいているので、今後電子化といったことについても働きかけしながら活動していければと考えています。

（山脇座長）

ありがとうございます。

防災に関してや、認知症高齢者や子供の見守りについても、全てやはり地縁と言いますか、近くに住んでいる方同士の基盤というのがものすごく重要だなと思っていまして、その意味で区会の果たす役割は、改めて大きくなっているのだろうなと思います。

私は実は200戸もあるマンション住まいですが、そこには管理組合があって、私もその管理組合の組合長を経験したこともあったのですが、その中に自動的に区会というのが存在することになっているのです。ただ、完全に無実化していて、管理組合のメンバーは１年に１回位、自動的に隣の部屋に移っていくという方式でやっています。ある意味ものすごく事なかれ主義で管理をしているのが現状で、やはりそのマンションの防災なんかどうしますか

といったときに、誰も何も答えられなかったのです。それで、実は管理組合長の経験者何人かで会って話して、自主的な委員を作りましょうということにして、作った中の１つが防災委員でした。また、あまり大きな声では言えないのかもしれないですけれども、会費もずっと溜まっていく一方でした。要は、管理組合費の方の処理ということで、その資金をようやく防災の方で使うことになりました。毎年マンションの避難訓練をやるようにしたのですが、訓練をすると、そこに集まってきてくれる人はある程度危機感を持っている方で、そうした人たちが繋がることはやはり、管理組合ではできないのだなということを実感したというのが正直なところでした。なので、やはり管理組合から自動的に作られるだろう区会は実態としてはすごく弱いのではないかと、自分のマンションとどこも同じではないのかもしれませんが、そう思いました。

やはり働きかけが必要ですし、今瀧原委員もおっしゃられていましたけれども、区会づくりを盛り上げていってくれるキーマンがどうしても必要です。あるいは、例えば 50 戸ぐらいの宅地開発では集会所も作られないということになるでしょうから、管理組合や区会づくりのためのきっかけが持てない、下手をするとなくなってしまうということに関して危機感を持って今後、取り組んでいただきたいです。例えば、少なくとも宅地開発するときにどういうふうに区会を設立させていくかということや、また、マンションについても、区会の重要性について積極的に管理組合に働きかけたりしていただきたいです。そういった取組がまさにその地域福祉の基盤だろうなと思っているものですから、このあたりの評価目標や評価について、少し精査をいただけるといいかなと思いました。

他に何か、この以外のことでも結構ですが、御意見・御質問がありましたらお願いします。

前回、お子さんについても多くの意見があったかと思いますし、障害のあ

る方あるいは障害のあるお子さんをお持ちの方などについて、なにかお気づきの点があればお願いします。

（後藤委員）

つくば市福祉団体等連絡協議会の後藤です。

まず、進捗状況評価表１ページのNo.３の「市民主体のイベントの支援」のうち、チャレンジアートフェスティバルの評価について、令和５年度、６年度の評価がともにＢなのですが、参加人数と来場者数を載せていただきたいなと思いました。障害者計画等の方では載せていたかと思いますが。また、３ページNo.10の「チャレンジアートフェスティバルにおける体験乗馬」についても、「多くの障害者、障害児、小学生以下の児童が多く参加した」と記載されていますが、具体的な人数はどのくらいだったのかについて、記載してほしいと思います。令和５年度と６年度と比較して、多くなったのか少なくなったのかとかもよくわからないので、それぐらいは書いていただいても、いいのかなと思います。

また、５ページNo.17の他いくつか「市のホームページ等で、普及啓発を図った」というように書いてある項目がたくさんあるのですが、市のホームページだと、こちらからアクセスして、すごく探さないと出てこないといったことがあると思うので、他の項目でもあるようにSNSを活用して欲しいなと思います。「周知をしました」としか書いていない項目についても、何によって周知したのかが書いてなくてわかりませんでした。７ページNo.24番の、上から４番目健康増進課は、広報の方法が「広報つくばやライフプランすこやか、ホームページ、つくスマ、つくっこ！すくすくアプリ、Ｘ、メールマガジン等」と書いてあるのですが、「等」ということは他にもあるのかと思います。様々な項目や課に跨っているのですが、SNSでの広報とした場合、市の情報はフェイスブックからくることが多いですが、どのSNSなのかについても明記していただけると見やすいかと思います。

広報の仕方については、ホームページはもちろんなのですが、SNS についても、フェイスブブックしか見ない人はフェイスブックしか見ないし、X しか見ない人は、X しか見ないといったこともあるかとおもうので、どの SNS を使うというところについても、周知の仕方をきちんと決めたほうがいいと思いました。

最後に、11 ページ No.38「障害者自立支援協議会の活用推進」について、自立支援協議会は今、子供部会とおとな部会と分かれている他、全体会からなり、大分前から当事者代表として、大人部会と子ども部会それぞれ一人ずつ障害者団体の当事者か支援者を出させていただけるようになっています。現在ですと、子ども部会に医療的ケア児の保護者、大人部会に身体障害者の当事者が参加しているのですが、それ以外の障害の種別の当事者や支援があぶれてしまうので、それぞれ増やしていただけないかと思います。定員にはおそらく余裕があると思いますので、知的障害と精神障害、高次脳機能障害と、ろう者と聴覚障害者がいらっしゃるので、もう１人ずつでも定員を増やしてもらえると、様々な障害を網羅して漏らすことのないように、意見が出るのではないかなと思います。以上です。

（山脇座長）

はい、ありがとうございます。

情報提供に関しては、この表の中に記載を追加していただきたいという意味でしょうか。

（後藤委員）

情報提供についてホームページと書いてある項目については、ホームページだけではなくて SNS でも広報してはどうかというのと、SNS については SNS の種別についても書いていただいいたほうがわかりやすいかなと思います。細かく把握できるようにということですね。

（山脇座長）

最後の御指摘については、当事者からの意見を網羅するためにも、もう少し充実した体制に向けた検討いただきたいということかと思います。定員に余裕がありそうなので、お願いしたいなと思います。この話は地域福祉計画のうち障害者領域での議論になるのでしょうか。

（事務局）

担当課にも意見を共有したいと思います。御意見ありがとうございます。

（山脇座長）

はい、わかりました、ありがとうございます。

その他、何かご自身の関心のあるところで気になる評価内容がありましたらお願いします。

（石塚委員）

素朴な疑問なのですが、12ページNo.43、「包括的継続的ケアマネジメント支援事業」について、昨年５年度の評価がＡで、令和６年度の評価がＢとなっていますが、内容としては、私が見た範囲では、ほとんど同じような内容なので、Ａ評価のままでもいいのではないかと思いますが、なぜＡからＢになった理由について、素朴な疑問として、お尋ねします。

（事務局）

こちらにつきましては本日地域包括支援課の担当は今日不在のため、地域包括支援課から回答いただいておりますので代読をさせていただきます。

包括的継続的ケアマネジメント支援事業について、支援内容につきましては、これまでと変わらず、引き続き十分な取り組みを行っています。令和５年度はＡ評価であったのが６年度Ｂ評価とした件については、地域包括支援課としても引き継ぎ継続的な取り組みを行っているということもあり、Ａ評価の方に修正させていただきたいという意見を地域包括支援課の方からいただいておりますので、可能であれば評価をＡ評価に修正させていただければと考えております。

（石塚委員）

私としてはそれでよいと思います。

（細田委員）

細田と申します。よろしくお願いします。何を起点に、話を進めていこうかなとちょっと考えてはいたのですが、15ページNo.54、No.55からお話をさせていただきたいと思います。これらの項目については、どちらも重層的な支援が求められる課題で、非常に重いといいましょうか、様々な要因が含まれていて解決するのがとても難しい課題であるという認識です。やはり生活保護とか生活困窮に陥ってしまう状況をいかに今後対応していくのかというという観点が重要なのではないかと考えています。生活困窮の問題だけではなく、高齢者のひきこもりですとか、子どものひきこもり、そういったところも関係すると思いますし、また、健康問題についても予防的な視点、早期に発見して、早期に加入するということになるのではないかと理解しています。それをどうしたらいいのかと考えたときに、重層的支援体制整備事業が機能していくことなのではないかと思っています。

キーワードとして、相談の部分をどうしていくのかということがあると思います。今、つくば市には様々な相談先があり、先ほど山脇座長もおっしゃっていたとおり、相談先として区会の活動がベースになっていると考えると、やはり区会の加入者数なども重要な部分になってくると思います。つくば市は非常に流入者が多い都市ですので、価値観や生活スタイルなどにより区会に入るメリットが理解しにくいというところが難しい問題だと思います。人間関係が難しいとか、自分の生活スタイルを変えてまで参加しなければならないとか、今までの区会のイメージが強すぎると思うのです。そういったイメージを変えていかなければいけないということついては、非常に課題だと思っています。

重層的支援体制整備事業の中で、いかに様々な相談できる場所ができて、

その上で拠点とされているような場所ができて、その拠点でより専門的な相談を受けられるような人材がいて、また、その専門分野のところに流していく役割をしていくコーディネーターがいるといった、そういうような形が理想としては挙げられていると思います。今回つくば市は、重層的支援体制ということで庁内の関連課がまとまるという、他の市ではやれないところをやっているっていうところがまずすごいところです。そうしたときに、やはり相談を受ける人が相談できる場所がちゃんと整備されているのかとか、例えば、１つ例を挙げると、地域見守りネットワーク事業のふれあい相談員が受けた相談を相談できる場所がどこなのか、そうした場所がきちんと整備されているのかといった、本当に細かい調整と場所と役割と目的が徐々に見える化していけるといいと思います。

もう１つ課題として、今度義務化される５歳児健診においては、ある程度重度の障害をお持ちのお子さんは、おそらく３歳児健診などでピックアップされていくので、おそらく普通学級どうにか対応可能な微妙なラインの軽度の障害のお子さんがスクリーニングされてくると想定されます。そうしたお子さんをどのように支援していくのかを考えたとき、５歳児健診をやること自体がもうかなりのハードルが高いのではないかと思います。つくば市では毎年おそらく 2,000 人程度の子供の数がいるかと思うので、それを医師が診断をし、スクリーニングをかけて、ピックアップしていく。ピックアップされた人数を、就学相談とかで受け切れるのかとか、就学した後どうフォローしていくのかとかといった課題がおそらく出てくると思います。そうなったときに、今話したような相談できる場所のさらに次のステップというところのフローがある程度できていかないと、おそらく５歳児健診をしたとしても、親御さんが現実を突きつけられてプレッシャーを感じ、どうしようと困ってしまうっていう課題が出てきてしまいます。

受け皿としてやっていくためには、やはりこの重層的支援体制整備事業と

いうのが非常に大切なのではという視点で、お話をさせてもらいました。以上です。

（山脇座長）

とても重要な指摘ありがとうございます。

そうですね。発見しても、それが実際に快適な暮らしに繋がるまでには、様々なフェーズで相談していかない、解決されていかなきゃいけないはずです。そういった体制づくりというのがきちんとできているかどうかを、この懇談会、あるいはそれぞれの立場でも見ていかなければいけないのだろうという御指摘だったかと思います。

（田邊委員）

民生委員の田邊と申します。先ほどのお話に地域見守りネットワークのことが出ましたので、お話させてもらいたいと思います。ふれあい相談員は、社会福祉協議会の方で配置しているのですが、私も民生委員として、担当地域の見守りネットワーク会議に出席しております。そこの参加者は、ふれあい相談員の他に、民生委員と、区会の代表、それからその地域でボランティア活動、例えばサロンとか、そういった活動をしてらっしゃる方々が参加しています。見守り相談員というのは、そこの地域で高齢者の心配な方がいるときに、さりげなく日常の生活見守るといった役割を持っていますが、民生委員も地域のそういう方を見守っていろいろ相談に乗るといった同じような役割を担っています。ただ自分の近くに住んでない方の日常は見えませんので、それを近所で見守っていただくということで、ふれあい相談員の方と協力しながら、見守り活動をしています。

それについて、他の委員から先ほどからの意見でも出ていますが、区会があるということは、とても民生委員にとても心強いことです。実際に、私が今住んでいる地区の区会は歴史も長く、高齢者のお宅を回っていると、「ここの町会を最初に作ったのは、私たちです」という高齢者の方がいました。

最初は10数件しかいなかったのに、今300世帯ぐらいあるので、組織がとても大きいのですが、最初からいる方はもちろん高齢になっていますし、そこに引っ越してくる方はだいたい戸建てで住んでいる方が多いので、小さいお子さんがいる世帯がいるなど、色々な世代の方が住んでいます。子どもたちが地域で繋がるために町会でお祭りを年２回やっています。運営については役員の方の負担が相当ありボランティアにも手伝ってもらっていますけども、そのことによって地域がまとまっています。防災に関しましても、その祭りのときに、炊き出しの訓練として豚汁作ったり、そこの町会で管理しているものを実際に使ったりして、実際に災害が起こったときには、こういうことができるようにしましょうという防災訓練にもつながってきています。お子さんたちの繋がりもできて、高齢者の方に対する見守りについても、区会で１つ問題としてきちんと目を配るといったことに、民生委員としても区会との協力がとてもありがたいものです。

これから新しい家がどんどん建っていく地区に、区会ができるところとできないことがあるという話を先ほど聞きましたが、若いときお子さんがいる場合は、子供の横の繋がりなどに目がいっていると思います。しかし、ずっとそこに住んでいれば後々皆さん高齢者になっていくので、地域力は絶対に必要です。そのために区会はとても大切だと思います。特に最近災害のことも絡んでくると、必要な組織だということが、身をもって感じますので、先を見据えて若い方も、防災訓練ですとか区会を作っていくメリットをもっと感じていただけたらなと思います。

（山脇座長）

ありがとうございます。民生委員さんの立場から、一緒に伴走していただくためにも区会の存在というのはものすごく重要であり、その設立或いは区会の加入者数を増加させるということの具体的な取組みというのがより一層求められるのかなというのがこの懇談会の皆さんの強い意見だというように

思います。

そろそろ１時間が過ぎたため、（１）進捗状況評価表についての議論はこのあたりで終了させていただきたいと思いますが、最後に御意見がある委員はいらっしゃいますか。

では、次の議題について、事務局からお願いします。

（２）つくば市地域福祉計画（第５期）策定に係る関係団体ヒアリング、庁内ヒアリング調査実施（案）について

（事務局）

皆様、進捗状況評価表につきまして多様な御意見等いただきましてありがとうございました。

では、続きまして議事２の方に移らせていただきます。

つくば市地域福祉計画、次期第５期策定に係る関係団体ヒアリング及び庁内関係課室等のヒアリング調査の実施の素案につきまして、まず事務局の方から説明をさせていただきまして、その後、皆様の方から、その素案に関する御意見等を承りたいと考えております。

資料５を御覧ください。まず、関係団体等のヒアリング調査の実施概要、調査対象の団体等の案につきまして、御説明させていただきます。

こちらの関係団体へのヒアリング調査につきましては、次期第５期の計画の策定に当たり、実際に地域福祉活動を実践している団体の方々の視点から、現状の地域福祉の課題を把握して、その課題を踏まえ、今後の施策の検討や計画策定に生かすために実施するものになります。

対象といたしましては、つくば市内で活動するボランティア団体、NPO 団体等になります。調査対象につきましては、10 団体程度です。調査実施時期につきましては、今年の 11 月頃を想定しております。調査手法といたしまし

ては、ヒアリング調査票を各団体に郵送いたしまして、そのあと結果の方を回収する形での手法を検討しております。その後状況に応じまして、直接の面談によるヒアリング等も実施も想定をしております。

調査対象団体につきましては、②に記載されている通りです。本日委員としてご参加いただいている団体の方々も含めまして、シルバークラブ連合会、福祉団体等連絡協議会、基幹相談支援事業所、ボランティア連絡協議会、民生委員児童委員連絡協議会、主任児童委員連絡会、区会連合会、自主防災組織です。その他、子育て支援分野のNPO法人、ボランティア団体等へのヒアリングも予定させていただいております。

続いて、ヒアリング調査票の素案につきまして、資料６を御覧ください。

ヒアリング調査票の素案ということで、問１から問８まで、項目を素案として設けさせていただきました。

まず問１といたしまして、それぞれの団体の活動について、活動を行う上で他の団体や、関係機関と交流や連携協力関係があるかというところについて、質問をしております。他の団体関係機関との連携協力があると回答いただいた団体におかれましては、具体的にどういう協力関係にあるのかについて、記入例のとおり、イベントを共同で開催している等定期的な活動に関する情報交換の場を設けているといったような、そういった連携協力体制の具体的な内容について、ヒアリングを行いたいと考えております。

問２におきましては、活動を行う上での課題について、人材や財政的な部分もあるかとは思うのですが、それぞれの団体によって今の活動の上で、どのようなことが課題になっているかというところの確認をしていきたいと考えております。

問２－１については、先ほどの設問で課題があると回答いただいた団体において、その課題解決のためにどういう取り組みが必要かというところを自

由記述で記載をお願いしたいと考えております。続きまして、問２－２については、先ほどの課題の解決のために、どういったところとの連携協力体制が必要かというところを、確認をしていきたいと考えております。

問３につきましては、先ほどの進捗状況評価表の方でも話題に上ったかと思いますが、情報の入手先について、各団体が活動する上でどういったところから主に情報入手しているかの確認をしていきたいと思っております。

続きまして２番目のテーマとして地域の現状課題ということで、実際に地域福祉の実践的な活動されている団体から見た、つくば市の地域の現状課題等について確認していきたいと思っております。

まず問４といたしまして、実際にその活動を通じて感じる地域の問題点、課題点を挙げていただきまして、その課題解決のために、どういう取り組みが必要かというところを、引き続き問５で伺う予定となっております。

続いて、地域福祉の推進についてという項目になります、こちらにつきましては前回のこちらの懇談会におきまして、他の市の関係課が実施するアンケート調査に質問を追加することによって、ニーズ把握の手法として採用していくということになりました。今年度企画経営課が市民を対象にいたしました市民意識調査を実施する予定があるということだったので、どういった設問を追加するかについて、皆様方に御意見をお伺いさせていただきました。その結果、最も御意見の多かった、「地域福祉の推進について」に関する質問として、問６と問７の設問を設定しました。この２つの質問について、実際に市民意識調査の方に追加させていただくことになりましたが、この２問につきましても関係団体にヒアリングをさせていただきたいと考えております。

最後に問８といたしまして、自由回答というかたちで、それぞれの団体が考える地域福祉のあり方、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現するためには、どういった取り組みが必要なのか等について、自由

に御意見等を承りたいと考えております。

関係団体、ヒアリングの数をヒアリング調査票の素案については以上になります。

続きまして庁内ヒアリングの方に移らせていただきたいと思います。

資料５の裏面をご覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、先ほど進捗状況評価表に関する御意見の中で、相談に関する御意見がありました。庁内の関係課で、様々な相談を受けていますが、その相談内容から見えてくるニーズや課題があるかと思いますので、主に地域福祉関係の相談等多く受けております庁内の関係課に対してヒアリングを行いたいと考えております。

またこちらにつきましては、庁内の関係課のみならず、社会福祉協議会、地域包括支援センターにおいても、地域の方々からの様々な相談を受けてらっしゃると思いますので、ヒアリングを行いたいと考えております。こちらにつきましても調査実施時期につきましては 11 月頃を想定しております。

調査対象数といたしましては、18 課室程度を予定しております。

調査手法といたしましては、主に庁内のネットワークシステム、または電子メールを通じて、ヒアリング調査票を送付いたしまして、回収させていただきたいと考えております。その後、回答の状況に応じまして、直接の面談によるヒアリング等も行いたいと考えております。

調査対象の課室等につきましては、資料に書かせていただいている課室等です。今日の懇談会に出席いただいております課も含まれておりますが、高齢福祉課、市民協働課、障害福祉課、地域支援課、障害者地域支援室です。また、先ほどの防災というお話も出たかと思いますので、危機管理課の方にもヒアリングを行いたいと考えております。そのほか、社会福祉協議会、地域包括支援センターです。

また、前回の委員会におきまして、つくば市在住の外国人の方々からも相談が寄せられているのではないかという御意見や、実際に小中学生本人のニーズというのも把握しておいたほうがいいのではないかというような御意見もありましたので、庁内ヒアリングに国際都市推進課と学び推進課を追加させていただいております。

その他こども子育て分野ということで、こども政策課、教育相談センター、こども未来センターも対象としています。また、こちらについても御意見のなかで出ました重層的支援体制整備事業、生活困窮者支援の担当課である社会福祉課、５歳児健診について御意見をいただいた健康増進課、保健センターにもヒアリングを行っていきたいと思います。

ヒアリング調査票の素案につきましては、資料７をご覧いただきたいと思います。

まず相談内容について、それぞれの担当課におきまして、向こう１年間の間に、窓口やメールなどで受けた相談内容についてどういった内容の相談を受けたかいうところを、お聞きしたいと思います。その中で、相談件数が多いものについて、主要な相談内容について具体例を挙げていただきたいと考えております。

問４については、庁内関係課は様々な相談を市民の方から受けていますが、その相談内容の解決に当たりまして、どのような点が困難と感じるか、課題解決に向けた困難点を抽出できればと考えております。

続いて、こちらは関係団体ヒアリングの方でも項目を設けさせていただいたNPO法人、ボランティア団体との連携というところについて、連携している事業があるかないかというところも含めまして、実際にもこういったNPO法人さんとかボランティア団体さんと連携している事業がありましたら、その事業名など、どういった団体さんと連携協力体制になるのかというところを問６でお聞きしたいと考えております。

問７では、もし実際にこのNPO法人やボランティア団体との連携があると回答いただいた課等につきましては、連携の具体的な取組について、先ほど関係団体のヒアリングでも、同じような項目を設けているのですが、具体的な取り組みの内容についてお聞きしたいと考えております。

問８においては、NPO法人やボランティア団体と連携をする上で、課題と感じる事柄も当然あると思いますので、問７番の方でメリットをお聞きする一方で問８にてそれに関するデメリットについて、ご記入いただくような形をとらせていただいております。

関係団体ヒアリング、庁内関係課室とヒアリング、調査に関する概要及び、調査票の素案に関する事務局からの説明は以上になります。この点につきまして、委員の皆様方から御意見御質問等ありましたら、お願いできればと思います。

（山脇座長）

ありがとうございます。関係団体等ヒアリング調査票、対象となる団体は本会議に参加されている方も含まれておりますので、これからヒアリングがあるのだということを御認識いただくというようなことですね。

ヒアリングの方法も含めて内容について何か御意見がありましたらお願いいたします。

（後藤委員）

資料５の裏面の②調査対象課室等案についてですが、ここに特別支援教育推進室を入れていただきたいなと思います。特別支援教育推進室は、教育局の中の就学相談や就学後の障害児の相談についてお世話になっているので、お願いしたいと思います。

（山脇座長）

先ほど健診についても御意見が出たかと思いますので、是非加えていただ

けたらという御意見ですね。

（事務局）

後藤委員の方から御意見いただきまして、特別支援教育推進室につきましても、ヒアリング対象課に加えさせていただきたいと思います。御意見ありがとうございました。

（石塚委員）

シルバークラブの石塚です。

調査対象団体にシルバークラブ連合会が入っているのですが、シルバークラブは連合会組織はなっているのですが、その下に６つ団体、谷田部地区、大穂地区、桜地区、豊里地区、茎崎地区、筑波地区それぞれのシルバークラブ連合会があるので、できれば、ヒアリング調査票は各地区に送っていただければと思います。微妙に違う点があるのではないかと思っておりますので。以上です。

（山脇座長）

ありがとうございます。シルバークラブ団体連合会そのものだったら、石塚委員に御回答いただければいいということになってしまいますが、それ以外の御意見も拾い上げられる機会としては、部会か地区会か、そういったところにも別にアンケートを取っていただいたらということなのですが、いかがですか。

（事務局）

地域によって若干地域性も異なるっていうお話もありましたので、こちらにつきましては各地区の団体にそれぞれ調査票をお送りさせていただきたいと思います。御意見ありがとうございました。

（瀧原委員）

内容というよりも調査方法についてなのですが、郵送ベースでのみ考えていらっしゃいますか。

（事務局）

現時点では郵送でと調査票をお送りし、返信用封筒等を同封いたしまして、回収するように想定しております。

（瀧原委員）

市としての制約があるかわかりませんが、Google Form 等でアンケートを作成し、QR コードを作ってもらえば、電子で手書きしなくても回答できるので、回答者としても手軽で、おそらく事務局としてもデータの入力も済むので、そちらの方が何かと楽かなとは思います。郵送だと、返信用切手などの経費が掛かるかとおもうので、そのようなところも検討してもらえればと思います。

（事務局）

インターネットを活用した回答方法についても、今後検討して参りたいと思います。御意見ありがとうございました。

（山脇座長）

集計についても手間が省力できると思うので、積極的に議論いただければと思います。ハイブリッドの形式でもいいかと思います。

資料中に自治会というのが繰り返し出てきますけどこれは区会と読みかえてもいいのですか。今までの議論はずっと「区会」という言葉で行ってきましたが、ヒアリング調査票のなかでは区会という言葉はなく、おそらく自治会なのだと思いますが。

（瀧原委員）

今は区会連合会という形で行っていて、今度の役員会でも変更について話は進んでいました。区会ではなくて、自治会の方が一般的には通っているのではないでしょうか。そうですよね。

（市民協働課　松本課長補佐）

現在、検討しているところです。

（山脇座長）

では、現時点では、併記していただいてもいいのかもしれませんね。

（事務局）

はい。今いただいた御意見につきましては、こちらの方の表記の方法を、現在「自治会」という表記になっていますが、「区会（自治会）」のように併記するかたちで、表記をさせていただければと考えております。

（市民協働課　松本課長補佐）

シルバークラブについて、各地区に連合会がありますっていうお話があったのですが、区会についても各地区で連合会がありまして、もし可能であれば、地域によって随分事情が違ったりもしますので、連合会ごとに出していただけると、各地区の会長方からそれぞれ御回答いただけるかなと思うのですが、いかがでしょうか。

（事務局）

区会連合会におきましても、各地区で特色等があり若干異なる部分もあるということになりますので、こちらにつきましても先ほどシルバークラブ連合会と同様に、各地区にヒアリング調査票を送付させていただきたいと考えております。

それも踏まえますと、民生委員児童委員連絡協議会につきましても、こちらについてもやはり各地区で協議会が組織されておりまして、それぞれの地域の特色を生かした活動をされているというところもございますので、民生委員児童委員連絡協議会においても各地区にヒアリング調査票をお送りさせていただきたいと考えております。以上です。

（後藤委員）

つくば市福祉団体との連絡協議会の後藤です。資料５の調査方法について、「その後、必要に応じて面談の実施」と記載してあるのは、その団体が希望したら、面談をしてもらえるということでしょうか。

（事務局）

そちらのヒアリング面談については、もし団体からアンケート調査ではなく、直接話を聞いてもらいたいという御希望があれば、ヒアリング調査表の問８の自由記述欄に記入をお願いしたいと考えております。

（山脇座長）

私としても、ヒアリングといいながら、アンケートなのだろうなと思いました。はい。ヒアリングというのはどういう形式でされるのか、必要に応じての必要というのはどういうことなのかというのが気にはなったのです。その意味で言いますと、ヒアリング対象の関係団体の代表の方はここにほぼ一堂に会していますので、このヒアリング、アンケートの結果をこのような場で議論できるといいのかな、それが、それこそヒアリングといった内容になるのかなというふうに思いましたので、この書類でのアンケート調査の後の展開について検討いただきたいなと思います。

また、少し話が戻りますけれど、GoogleForm 等を使う場合には、回答者の記名が必要になりますか。記名ができないと郵送の場合にはどの団体から返ってきたがわかるわけですけど、フォームで入力する場合にはそこに、どの団体かを書いていただかないといけないですよね。

（事務局）

はい。先ほど瀧原委員の方からお話ありました QR コードを読み込むことによって回答する方式につきましては、今後実施に向けて検討進めていきたいと考えておりますが、やはりどの団体からの回答なのかは明示していただく必要はございますので、団体名や御担当者の氏名等を御記入いただくように考えております。

（山脇座長）

他になにか御意見はよろしいですか。

今御意見あった、アンケートの方法と、このアンケートの後のアクション

について、検討していただければと思います。今後、メールか何かで御連絡いただけるということでよろしいですか。

（事務局）

はい。今後ヒアリングを実施いたしまして、調査結果がある程度まとまった段階で、皆様に調査結果をメールまたは文書で共有をさせていただきたいと考えております。

（山脇座長）

わかりました。必要に応じてこういった懇談会といいますか、グループヒアリングといいますか、そういうようなかたちでもあったらいいのかと思いますので、また、課内で協議いただければと思います。

では、（２）の審議事項についても、これで協議を終わりたいと思います。次は事務局からの報告でしょうか。よろしくお願いします。

６　その他

（事務局）

事務局の方から報告事項が２点ほどまずございます。

初めに、本日の資料としてお配りしております資料８をご覧いただきたいと思います。

前回の委員会におきまして、委員の皆様から、地域福祉計画を上位計画とする各個別計画のニーズ把握の手法について、アンケート調査以外の方法でニーズ把握をしている計画があるかどうかの確認についてのお話がございましたので、関係課の方に確認した上で、表にまとめさせていただきました。地域福祉計画を上位計画とする個別計画は、こちらの表にありますように、子ども子育て支援プラン、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、高齢者福祉計画、健康増進計画です。

これらについて、ニーズ把握の手法として、アンケート調査のみで採用しているのが、高齢者福祉計画及び健康増進計画です。

子ども子育て支援プランにおきましては、アンケート調査以外に、庁内関係課へのヒアリングを実施しニーズ把握を行っております。ヒアリングを実施しました庁内関係課の数としては17ヶ所です。対象となる関係課については、こども部のみならず、教育関係、保健関係も含めて幅広く設定されております。先ほど後藤委員の方から御意見がありました、特別支援教育推進室にもヒアリングを行っていております。ヒアリングの実施手法といたしましては直接の聞き取りにより、実施しているところでございます。

障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画につきましては、福祉団体と連絡協議会に加盟している団体、16団体にヒアリングを行い、ニーズ把握を実施したという実績がございます。

こちらの資料８に関する説明については以上になります。

続きまして資料９にて、今後の予定について、お伝えさせていただきたいと思います。８月本日、令和７年度の第１回の懇談会を開催し、皆様方から第４期の進捗状況評価結果に関する御意見と、関係団体ヒアリング及び庁内ヒアリングの素案に関する御意見を承りました。この後、８月から１月にかけて市民意識調査等が実施される予定になっておりまして、11月頃から本日お話いたしました、関係団体、庁内ヒアリング等を行っていきたいと考えております。また、市民委員の皆様におかれましては、今の任期が令和８年の４月ということもございまして、次の任期の市民委員の公募の方を今年度実施する予定になっております。

そして、来年度、令和８年度が第５期の計画の策定年度になります。
令和８年度におきましては、５回程度、この懇談会を開催いたしまして、12月にパブリックコメントの実施、１月にパブリックコメントの結果を受けた

検討を踏まえまして、３月に第５期地域福祉計画の策定の報告を行いたいと考えております。

現時点でのスケジュールになりますので、今後、変更となる場合があることをあらかじめ御了承いただきたいと思います。

事務局からの説明は以上になります。

（山脇座長）

ありがとうございます。こちらについて御意見はありませんか。

それでは、本日準備いただいた議事、その他報告に関しては以上ですが、他に何かこの会で、御意見等なければ、閉会としたいと思いますけれども、よろしいですか。

では、閉会にしたいと思います事務局にお返しします。

７　閉会

（事務局）

山脇座長、進行ありがとうございました。

また委員の皆様におかれましては長時間にわたり御意見をいただき、ありがとうございました。

それでは以上をもちまして、本日の懇談会は終了といたします。皆様大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

資料1

つくば市地域福祉計画（第４期）策定推進懇談会委員名簿

選任期間：令和８年４月19日まで

	区分	氏名	所属等
1	地域住民	たきはら じゅん 瀧原　純	つくば市区会連合会　副会長
2		ほそた　ただひろ 細田　忠博	市民委員
3		すどう　こうへい 須藤　浩平	
4		おかだ　ふさこ 岡田　房子	
5		おおつ　ちえ 大津　智絵	
6		たなべ　さきこ 田邊　佐貴子	つくば市民生委員児童委員連絡協議会　副会長
7	保健・医療 福祉関係者	いしつか かずお 石塚　一夫	つくば市シルバークラブ連合会　会長
8		ごとう　まき 後藤　真紀	つくば市福祉団体等連絡協議会　会長 （つくば市手をつなぐ育成会）
9		つの　よしあき 津野　義章	つくば市社会福祉協議会　副会長
10		やまざき せいじ 山崎　誠治	つくば市ボランティア連絡協議会 推進チーム代表
11		あらい　たかし 荒井　貴	茨城県つくば保健所地域保健推進室　室長
12		とさか　あつこ 登坂　敦子	つくば市主任児童委員連絡会　副代表
13	学識経験者	やまわき ひろき 山脇　博紀	国立大学法人筑波技術大学　教授
14		もりち　とおる 森地 徹	国立大学法人筑波大学　助教

地域福祉計画（第4期）進捗状況評価集計結果

資料2

令和7年度実施

基本施策	評価数	進捗状況評価結果					
		A	B	C	D	E	―
1　相互に支え合う地域共生のまちづくり	26	0	21	5	0	0	0
2　誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化	68	0	67	0	0	0	1
3　誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実	37	1	32	3	0	1	0
合　　計	131	1	120	8	0	1	1
合　　計（%）	100	0.8%	91.6%	6.1%	0.0%	0.8%	0.8%

（総評）

つくば市地域福祉計画では、地域福祉を推進する方法として、89項目の施策が掲げられており、関係部局により131件の進捗評価が行われました。

進捗状況評価については、 A：計画を先行して進んでいる(数値目標がある場合、達成率101％以上)、B：計画どおりに進んでいる(同　100％～80％) 又はC：概ね計画どおりに進んでいる(同　79％～60％)との評価があったのが131件中129件、全体の98.5％であり、進捗状況は概ね良好でした。

【凡例】

A：計画を先行して進んでいる。（数値目標がある場合、達成率101％以上）

B：計画どおりに進んでいる。（同　100％～80％）

C：概ね計画どおりに進んでいる。（同　79％～60％）

D：計画に遅れが生じており、努力が必要である。（同　59％～30％）

E：計画の見直し等の必要が生じている。（同　29％以下）

―：事業の廃止、事業未実施のため評価不可

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
基本施策１　相互に支えあう地域共生のまちづくり									
テーマ①　市民を主体とした協働事業の展開と参加促進									
1	**地域福祉計画の策定～事業評価への市民参加の促進**	地域福祉計画の策定や事業の評価に当たり、広く市民の意見を取り入れます。	市民参加の地域福祉計画の策定、事業評価	社会福祉課	B	地域福祉計画策定推進懇談会を１回開催し、計画に位置付けられている施策の令和３年度（2021年度）、令和４年度（2022年度）の事業の進捗状況に関する評価結果について委員から意見等を聴取した。	B	地域福祉計画策定推進懇談会を１回開催し、次期計画策定におけるニーズ把握の手法等について委員から意見を聴取した。 また、懇談会の委員構成における「保健・医療・福祉関係者」分野において児童福祉分野の委員が不在であったことから新たに「主任児童委員」を委員に選任し、福祉分野における分野ごとの調和を図った。	幅広く市民の意見を取り入れるため、次期委員の選定に当たっては、性別、分野、年齢に偏りが生じないように配慮する必要がある。 また、「つくば市男女共同参画推進基本計画（2023～2027）」において、審議会等の女性委員の割合について目標値（40%以上）を定めていることから目標達成に向けて次期委員の選任にあたっては、関係団体に女性の推薦依頼を働き掛けていく。
2	**食生活改善推進員の活動支援**	各地区での食育普及活動を推進するため、食生活改善推進員の養成及び活動支援をすることで、地区組織活動の充実を図ります。	食生活改善推進員の活動	健康増進課	B	年間209回、6,736人の市民に地区組織活動を実施し地域の健康づくりを推進した。会員研修にロールプレイング研修を導入し、経験年数の浅い会員が地区組織活動を実践しやすいような支援をした。養成講座では20人を養成し、協議会活動の活性化に寄与した。	B	年間250回、11,237人の市民に地区組織活動を実施し地域の健康づくりを推進した。県協議会プロジェクトと連携した大学生との食育活動や市の婦人科検診時の骨粗しょう症予防啓発活動等の支援をすることで、地区組織活動の場を広げた。養成講座では24人を養成し、協議会活動の活性化に寄与した。	更なる地域の健康づくりを推進するために、今後も地区組織活動の支援及び会員養成が必要である。活動場所や活動内容について協議会と検討していく。
3	**市民主体のイベントの支援**	各種大会やイベントでは、市民主体の企画運営を目指し、支援を行います。	おひさまサンサン生き生きまつり	障害者地域支援室	C	新型コロナウイルス感染拡大があって以降、４年ぶりの開催となった。参加者数は、コロナ禍前の数までには及ばなかったが、障害者と高齢者が同じプログラムに参加し交流することで、お互いに理解を深め福祉への理解を図ることができた。	C	雨天によりプログラムが午前の部までで急遽終了となったが、障害者と高齢者が同じプログラムに参加し交流することで、お互いに理解を深め福祉への理解を図ることができた。	競技種目の参加のしやすさの向上、急な天候不良への対応等プログラムの内容を検討していく。
				高齢福祉課	C	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和２年度より開催を中止していたが、開催することができた。身体の状態にかかわらず参加者全員が楽しめるよう競技内容となるよう実行委員会で検討を重ねた。 参加者841人 評価については、3年間中止後の再開となり、事業の目的を果たすことができているのでC評価とする。	C	研究学園駅前公園で開催したが、雨天のため、午前中のプログラムのみの実施となった。 障害者と高齢者が同じプログラムに参加し交流することで、お互いに理解を深め福祉への理解を図ることができた。 参加者795人 評価については、雨天の中での開催で参加者は減少したが、事業の目的を果たすことができているのでC評価とする。	障害者と高齢者が共にイベントに参加する意義を見出せるような内容にしていくことを引続き検討していく必要がある。
			チャレンジアートフェスティバル事業等	障害者地域支援室	B	昨年度に引き続き、舞台発表をつくばカピオで、作品展示をつくば美術館で実施できた。作品展示の最終日にミニコンサートや作者による作品解説も実施した。作品の制作・発表を通じて障害者（児）の社会参加の促進を行い、来場する市民に向けて障害福祉に対する理解の推進を図ることができた。	B	昨年度に引き続き、舞台発表をつくばカピオで、作品展示をつくば美術館で実施できた。作品展示の最終日にミニコンサートや作者による作品解説も実施した。作品の制作・発表を通じて障害者（児）の社会参加の促進を行い、来場する市民に向けて障害福祉に対する理解の推進を図ることができた。	SNSの活用や、舞台発表と同時開催する物品販売会、体験乗馬療法事業会場と連動して一般市民に向けた周知を図り、舞台発表および作品展の来場者数のさらなる増加を目指す。
4	**アイラブつくばまちづくり補助金によるまちづくりの推進**	市民協働によって個性豊かな活力あるまちづくりを目指します。	アイラブつくばまちづくり寄附金活用事業、市民活動自立支援	市民協働課	B	「アイラブつくばまちづくり寄附基金」を活用し、自主的かつ自発的に公益的な事業に取り組む市民活動団体等の27団体に対し、補助金を交付した。	B	「アイラブつくばまちづくり寄附基金」を活用し、自主的かつ自発的に公益的な事業に取り組む市民活動団体等の27団体に対し、補助金を交付した。	１事業につき３回の交付を限度とするアイラブつくばまちづくり補助金を活用しながら、補助金活用期間終了後の事業自立に向けた支援を行っていく。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
テーマ②　人びとが近隣で支える地域の創造									
5	**小単位での支えあいのまちづくりの推進**	地域の歩いて行ける場所に、お茶を飲んだりおしゃべりできる交流の場「ふれあいサロン」をつくり、地域における支え合い活動を推進します。	ふれあいサロン事業	社会福祉協議会	B	地域の交流の場として、ボランティア及び高齢者等の楽しみになっており、孤独感の解消につながっている。	B	交流の場であると同時に介護予防としての効果や見守りの効果などにもつながっている。	身近な住民同士や世代を超えた交流の推進など地域の推進など地域交流の場となっている。今後も積極的に未設置の地域に向けてサロンづくりを支援していく。
5	**小単位での支えあいのまちづくりの推進**	社会参加の促進と生きがいを高めるため、市内の老人福祉センターや身近な地域でいきいきサロンを実施することで、地域の交流を図ります。	いきいきサロン事業	高齢福祉課	B	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、集まる機会等自粛する状況があったが、令和5年度は開催状況は改善してきており、高齢者の自立と社会参加の促進に寄与できた。 令和5年度の通常サロンは実施回数212回、延べ利用者数1,632人。出前サロンは実施回数38回、延べ利用者数431人。	B	高齢者の自立と社会参加の促進に寄与できた。 令和6年度の通常サロンは実施回数221回、延べ利用者数1,766人。出前サロンは実施回数51回、延べ利用者数615人	メニューによっては参加者が少ないものもあるため、広く周知して、参加を促す必要がある。
		高齢者を中心とした地域の住民が気軽に通うことができ、高齢者の介護予防及び孤立化の防止のための憩いの場の確保を支援します。	高齢者憩いの広場運営補助事業	高齢福祉課	B	活動団体が令和５年度には１団体増え、14団体が活動を行った。	B	活動団体が令和６年度には３団体増え、17団体が活動を行った。	団体数の少ない地域を重点的に、引き続き、高齢者の通いの場の確保を支援していく。
		住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、地域住民による助け合い活動や支えあい活動を推進し、地位住民が福祉関係者と協力、連携しながら見守りが必要な方に対し地域で見守ることのできる仕組みづくりを進めます。	地域見守りネットワーク事業	社会福祉協議会	B	ふれあい相談員や見守り支援員が、見守りを希望し、登録した方のお宅を定期的に訪問したり、日常生活の中でさりげない見守りを実施した。	B	見守りが必要な方に対し地域で見守ることができる仕組みづくりを推進した。	登録者がいるものの、ふれあい相談員が不在になっている地区への事業理解と啓発を進め、ふれあい相談員の推進、設置につなげていく。
6	**区会の設立及び区会加入の促進**	地域コミュニティ活動への参加意識を高めるため、区会への加入を促進します。	区会の設立及び区会加入の促進、区会連合会との連携強化	市民協働課	C	区会の設立については、宅地開発事業に関わる事前協議において区会設立の啓発を行った。また、区会設立希望者への新規区会設立のための説明及び区会ガイドブック等の配布を行った。 区会加入の促進については、転入者へのチラシ配布（市民窓口課、各窓口センター）やホームページ、フェイスブックを活用した区会加入案内をするとともに区会における様々な活動情報の提供を行った。また、つくバスに、デジタルサイネージ広告として掲示を行った。	C	区会の設立については、宅地開発事業に関わる事前協議において区会設立の啓発を行った。また、区会設立希望者への新規区会設立のための説明及び区会ガイドブック等の配布を行った。 区会加入の促進については、転入者へのチラシ配布（市民窓口課、各窓口センター）やホームページを活用した区会加入案内等を行った。また、つくバスに、デジタルサイネージ広告として掲示を行った。	近年の少子高齢化の進行や家族形態の変化により、住民の価値観やライフスタイルは変化し、市民ニーズは多様化している。誰もが安心して暮らせる地域づくりの実現のため、地域の特色を活かした活動を取り入れながら、区会連合会と連携を図り、区会加入世帯の増加を目指していく。
7	**スポーツを通した交流の促進**	（一社）つくば市スポーツ協会などと協力し、市内各地区を会場としてスポーツ・レクリエーション活動の充実を図り、地域間交流・家族交流を促進します。	スポーツ・レクリエーション活動の充実	スポーツ振興課	B	一般社団法人つくば市スポーツ協会を財政支援することで、同協会が主催する大会等のみならず、スポーツ振興会や専門部会、スポーツ少年団による各種大会を開催することができた。また、民間団体等が主催する各教室の開催を後押しすることで、スポーツ・レクリエーション活動の充実を図った。	B	一般社団法人つくば市スポーツ協会を財政支援することで、同協会が主催する大会等のみならず、スポーツ振興会や専門部会、スポーツ少年団による各種大会を開催することができた。また、民間団体等が主催する各教室への支援の在り方を整理した上で、開催を後押しすることでスポーツ・レクリエーション活動の充実を図った。	一般社団法人つくば市スポーツ協会については、今後、事業等の拡大に伴った事業費・人件費の増大が見込まれることや、部活動の地域展開の方向性に応じ、適切な連携・支援を検討していく。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
テーマ③　「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発									
8	**地域福祉概念の普及・啓発**	地域福祉に関する考えを市内に広めます。	地域福祉出前講座	社会福祉協議会	B	１４のメニューを用意し、社協職員が地域等に出向いて、社協事業や福祉に関する講座を実施した。	B	１４のメニューを用意し、社協職員が地域のふれあいサロン等からの依頼により出向き、社協事業や福祉に関する講座を実施した。	現在の提供メニューの精査を行い、更なる利用促進につなげる。
9	**次世代の育成**	市内小中学校・高校の児童生徒を対象に、福祉やボランティア活動を体験する講座等を開催し、次世代の支え手を育成します。また、体験だけでなく高齢者や障碍者と触れ合う場を設け、直接、話を聞くことで、思いや生活・地域課題を知り、自分たちにできること等を考え理解を深めていきます。	福祉移動教室 青少年ボランティア体験講座	社会福祉課	B	市内小中学校・高校の児童、生徒を対象に、学校や地域の場において高齢者の疑似体験のほか車いすの操作方法、視覚障害者の方が使用する白杖やガイドヘルプの体験を通じて福祉に関心を持つ機会を提供した。 令和５年度は、13回開催し、延べ600名の児童、生徒が参加した。	B	市内小中学校・高校の児童、生徒を対象に、学校や地域の場において高齢者の疑似体験のほか車いすの操作方法、視覚障害者の方が使用する白杖やガイドヘルプ及び点字の体験を通じて福祉に関心を持つ機会を提供した。 令和６年度は、13回開催し、延べ399名の児童、生徒が参加した。	引き続きつくばスタイル課の単元プラン集に「福祉体験講座」の事業概要等の掲載を依頼するとともに市内小中学校の教諭が集まる場において事業のPR活動を実施する。 また、市内の小学生を対象に夏休み期間中に実施している福祉体験については、市広報紙に参加者募集に関する記事を掲載するなどの周知に継続して取り組んでいく。
10	**ノーマライゼーション理念の普及・啓発**	障害者への理解が進むことで、障害者が安心して生活ができるよう、市民の意識啓発を行います。	チャレンジアートフェスティバル 体験乗馬療法教室	障害者地域支援室	B	体験乗馬：強風があったものの、チャレンジアートフェスティバル会場にいた多くの障害児（者）、大清水公園に来た小学生以下の児童が多く参加した。	B	体験乗馬：チャレンジアートフェスティバル会場にいた多くの障害児（者）、大清水公園に来た小学生以下の児童が多く参加した。	体験乗馬：障害者（児）がより参加しやすい事業にするための参加方法と周知を行っていく。
11	**心のバリアフリー化についての意識啓発**	障害者への社会的障壁を取り除き、差別を行わないようにするなど、心のバリアフリー化に積極的に取り組んでもらうため、市民の意識啓発を行います。	ノーマライゼーション理念の普及、啓発	障害者地域支援室	B	障害者の社会参加を促進できるよう、広報つくばや市ホームページによる情報提供などにより、市民の意識啓発を図った。	B	障害者の社会参加を促進できるよう、広報つくばや市ホームページによる情報提供などにより、市民の意識啓発を図った。	引き続き、市民への障害に対する理解が促進されるよう、広報つくばや市ホームページによる情報提供などにより啓発・広報活動に努めていく。
12	**参加しやすいボランティア活動の創出**	ボランティア活動により多くの人に参加してもらえるよう、福祉に興味のある市民に対して啓発を図るとともに、市民を対象とした講演会や講座等を引き続き実施します。	ボランティア参加機会の創出事業	社会福祉課	B	ボランティア団体による活動発表、体験、展示等を内容とするつくばボランティアフェスタを開催し、ボランティア活動の普及、啓発活動を実施した。 また、福祉に興味のある市民に対してボランティア活動の啓発を図ることを目的に「傾聴」「防災」をテーマにした講座を開催した。	B	ボランティア団体による活動発表、体験、展示等を内容とするつくばボランティアフェスタを開催し、ボランティア活動の普及、啓発活動を実施した。 また、福祉に興味のある市民に対してボランティア活動の啓発を図ることを目的に「身近な人に寄り添うための講座」を開催した。	ボランティア活動への市民の興味、関心を高めることを目的に市民を対象とした講座の実施等によりボランティア活動の普及啓発に継続して取り組んでいく。
				障害者地域支援室	B	聴覚障害者や視覚障害者の支援員として、講座の開催により奉仕員を養成し、障害者等の福祉の増進を図ることができた。	B	聴覚障害者や視覚障害者の支援員として、講座の開催により奉仕員を養成し、障害者等の福祉の増進を図ることができた。	受講生が定員に満たさない講座があるため、さらなる周知が必要であるため、引き続き、市ホームページや広報つくば、社協の広報等を活用し周知する。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
13	**小中学校における福祉・環境教育の推進**	支えあいの精神を育てるため、学校教育の全領域において。道徳教育をはじめとした、小中学校の福祉・環境教育を推進します。	福祉教育 道徳教育 環境教育	社会福祉課	C	小中学校における福祉体験教室の開催は１件、参加者は85名であった。例年、開催実績が多い１月から２月にかけて小中学校においてインフルエンザ等による学級閉鎖が相次いだことにより、講座の開催が困難となったことが主な要因である。	C	小中学校３校から福祉体験教室の開催依頼があり、車いすの正しい操作方法、高齢者疑似体験、点字体験などの講座を延べ５回実施し、175名が参加した。	引き続きつくばスタイル課の単元プラン集に「福祉体験講座」の事業概要等の掲載を依頼するとともに市内小中学校の教諭が集まる場において事業のPR活動を実施する。 また、市内の小学生を対象に夏休み期間中に実施している福祉体験については、市広報紙に参加者募集に関する記事を掲載するなどの周知に継続して取り組んでいく。
				学び推進課	B	児童生徒は、道徳科、つくばスタイル科、特別活動などの授業をとおして、福祉や環境について学習するとともに、児童会やPTAでは、ボランティア活動や学用品の寄付、募金活動なども実施した。また、教職員対象の研修会や計画指導訪問等をとおして、支え合いの精神の前提となる人権感覚の大切さについて共有を図った。	B	児童生徒は、道徳科、つくばスタイル科、特別活動などの授業をとおして、福祉や環境について学習するとともに、児童会やPTAでは、ボランティア活動や学用品の寄付、募金活動なども実施した。また、教職員対象の研修会や学び推進訪問等をとおして、支え合いの精神の前提となる人権感覚の大切さについて共有を図った。	学校で取り組んでいる福祉活動や環境を守る活動を継続・発展させるとともに、その情報を学校だよりなどに掲載し、地域に向けて発信していく。
14	**人権擁護活動の推進**	市民の人権問題に対する理解と人権意識の高揚を図るため、各種啓発活動や相談事業を推進し、差別のない明るく住みよい地域社会の創出を目指します。	人権教育 人権啓発 人権相談	市民協働課	B	法務大臣より委嘱されている人権擁護委員（つくば市は15名）が、小・中学校において人権教室を行った。また、特設人権相談所を市役所にて６月12月に開設した。 人権啓発イベントとして講演会（12月）を市公式YouTube配信にて行った。	B	法務大臣より委嘱されている人権擁護委員（つくば市は15名）が、小・中学校において人権教室を行った。また、特設人権相談所を市役所にて６月12月に開設した。 人権啓発イベントとして講演会（12月）を市公式YouTube配信にて行った。また、つくば市民文化祭（11月）にてパネル展示を行った。	人権問題に対する理解と人権意識の高揚を図るため、各種啓発活動を引き続き行っていく。
15	**市民の主体的なまちづくりに向けた意識啓発**	地域でできることについて、市民一人ひとりが考え、行動するきっかけづくりとして学習支援・意識啓発を行います。	社会教育講演会・家庭教育学級 乳児、幼児、小中学生の保護者及び市民に対する家庭教育学級、講演会の実施を通じた学習支援・意識啓発	生涯学習推進課	B	社会教育講演会　１回開催 家庭教育学級76回 （乳児９回　幼児３回　幼稚園15回　小学校31回　中学校13回　義務教育学校４回　祖父母学級１回）	B	社会教育講演会　１回開催 家庭教育学級78回 （乳児９回　幼児３回　幼稚園15回　小学校32回　中学校14回　義務教育学校４回　祖父母学級１回）	保護者の不安やストレスを解消するため、子供を取り巻く身近な課題を語り合い共有して、「対話とつながり」に重点を置いた家庭教育学級を開催する。具体的には対話講座を軸に保護者同士が直接話し合える場を提供していく。
16	**男女共同参画意識の啓発**	男女共同参画社会に対する理解と意識を深めるため、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）や性別による固定的な役割の解消など、男女共同参画意識を幅広く啓発するとともに、市民の交流促進を図り、交流の場の拡充に取り組みます。また、男女共同参画について学ぶ機会を提供し、一人ひとりの能力や行動力を高めます。	男女共同参画会議（つくばミンナのつどい） 男女共同参画セミナー 男女共同参画室だよりの発行 出前講座等	ダイバーシティ推進室	B	つくばミンナのつどいは、令和５年度から「男女共同参画セミナー特別講座」に名称を変更し、夫婦間のコミュニケーションやトラブル（離婚・DV等）、女性活躍に関する講座を４回開催した（参加者数：計117名）。併せて男女共同参画活動団体等のパネル展示を実施した。 　セミナーは、LGBTQ+、年金、体づくり、防災などに関するセミナーを年11回開催し、226人が参加した。 　男女共同参画だよりは、「男女共同参画ＮＥＷＳ」に名称を変更し、DVや性被害に遭遇してしまった時の備えとなるような内容など、年５回発行した。	B	特別講座は、市内企業経営者などを対象に、ワークライフバランスの推進により、男性の育児休業取得や家事・育児の実践を促す講座を行った。 　セミナーは、社会保障の仕組み、家事シェア、歴史とジェンダーなど幅広いジャンルで年８回開催し、167人が参加した。 　男女共同参画だよりは、「男女共同参画・ダイバーシティ推進ＮＥＷＳ」に名称を変更し、家事シェア（小学生向け）やＤＶ・性暴力を題材に年２回発行した。	性別にかかわりなく個性や能力を発揮できるように個人をエンパワーメントすることや、ジェンダー平等な社会の実現に向けた意識醸成を図るため、金融リテラシーや女性のキャリア支援等のセミナーを年８回程度開催する。 　また、男女共同参画・ダイバーシティ推進ＮＥＷＳだけでなく、市ホームページでの情報発信や市広報紙での啓発活動などを行う。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
17	**差別禁止の意識啓発**	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、市民に対しては、国・県の動向を見ながら、市のホームページ等にて法の主旨の普及啓発に取り組みます。	差別禁止の意識啓発	障害者地域支援室	C	市のホームページ等で障害者差別解消に関して周知を図り、普及啓発を図った。	C	市のホームページ等で障害者差別解消に関して周知を図り、普及啓発を図った。	引き続き、市民、市内の事業所に広く行き渡るように、継続して周知していく。
				人事課	B	令和５年８月８日に課長補佐級研修において「障害者差別解消推進研修」を実施した。今後も、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について、正しく理解するための研修機会の確保に努めていく。	B	令和６年７月３日に課長補佐級研修において「障害者差別解消推進研修」を実施した。今後も障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について正しく理解するための研修機会の確保に努めていく。	今後も継続的な実施に努めていく。
18	**「合理的配慮」提供の推進**	障害者の社会参加の促進を図り、誰もが安心して暮らせる共生のまちづくりを推進することを目的として、事業者や住民自治組織が、コミュニケーションボードの作成・物品の購入・工事の施工を行った場合に補助金を交付します。	合理的配慮支援事業	障害者地域支援室	B	商工会会報での周知協力や市内事業者に直接制度の案内を行うなど、周知広報を実施している。	B	商工会会報での周知協力や市内事業者に直接制度の案内を行うなど、周知広報を実施している。令和6年度は、当該補助金申請の相談や交付件数が伸びた。	様々な事業所に広く行き渡るように周知啓発を行っていく。
基本施策２　誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化									
テーマ①　多様なサービス提供主体の参入促進									
19	**多様な主体によるサービス提供の促進**	ＮＰＯ・ボランティア、社会福祉協議会、事業者等による、それぞれの特性を生かした効果的なサービスの提供を促進します。	ボランティアセンターの充実	社会福祉課	B	ボランティア活動の普及、啓発を目的にコーディネーターを配置し、ボランティアに関する相談及び登録業務並びに需給調整を実施した。令和５年度は4,191件の相談に対応した。	B	ボランティア活動の普及、啓発を目的にコーディネーターを配置し、ボランティアに関する相談及び登録業務並びに需給調整を実施した。令和６年度は、4,237件の相談に対応した。	引き続きボランティア活動の拠点である「つくばボランティアセンター」においてボランティアコーディネーターによるボランティアに関する相談、登録及び需給調整を行うことにより、積極的なボランティア活動の展開を推進していく。
20	**市民協働まちづくり活動支援**	コミュニティの活性化及び市民協働を図るための広報活動については、令和６年度からつくば市民センターで行っており、SNSの活用により、市民活動の情報を共有するための基盤を整備します。	SNS「つくば市民活動のひろば」の情報発信による市民協働推進事業	市民協働課	B	市民活動のひろば（facebook）の情報発信により、多くの地域活動団体の取り組みを支援することができた。	B	市民活動のひろば（facebook）の投稿を休日を除く毎日行うとともに、内容的にも助成金・イベント情報を加味し、多面的な情報発信を行った。また、より多くの市民に市民活動団体の取組等を周知するために、市ホームページ内に「くっつくば」の新規開設を行った。	情報多寡の時代であることから、「選ばれる情報・心にとどまる情報」を目指すべく、記事のまとめ方等について更なる研鑽を積む必要がある。
21	**ボランティアの育成・支援と学習・活動機会の提供**	ＮＰＯ法人やボランティア団体等のネットワーク化や情報交流、各種相談サービス、ラジオやインターネット等の様々なメディアを通しての情報発信、講座・セミナー等による団体のスキルアップなど、さらなる市民活動・ボランティア活動の支援を提供していきます。	ボランティア、ボランティア団体の育成支援、子ども教室の開催	社会福祉協議会	B	ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアに関する相談及び登録業務、需給調整、市内小中学校・高校の児童生徒を対象に福祉やボランティア活動を体験する講座等を開催した。	B	市内ボランティアグループの多様な活動紹介や市民のボランティア活動に対する意識の高揚と参加団体相互のつながりや交流の支援を行った。	ボランティア団体等のネットワーク化、情報交流につながる支援を継続していく。
22	**市民チャレンジへの支援及び相談**	市民活動団体等の取組を応援し、相談を受けるとともに、市民活動団体等の新たな活動を支援します。	市民活動相談事業	市民協働課	B	外部委託により、市民活動団体等からの相談に対応した。 令和５年度から、協同労働（労働者協同組合）という新しい働き方の周知を図るため、セミナー（講座、交流会、相談会等）を実施した。	B	労働者協同組合セミナーの開催及び労働者協同組合相談窓口の設置により、茨城県内初となる労働者協同組合の設立を支援した。設立後は、当該組合に、労働者協同組合運営費補助金を交付した。	相談事業については、引き続き専門家への外部委託により、多様化する相談内容に対応していく。 労働者協同組合についての周知・広報及び設立支援を継続する。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
23	**みんなの食堂実施団体への支援**	食を通じて地域の子どもや大人が交流することができる地域の交流スペースとしての居場所を提供できるよう、みんなの食堂実施団体の運営を支援し新規開設を促進するため補助金を交付します。	みんなの食堂事業補助金	こども未来センター	B	つくば市みんなの食堂マップの配布、つくばスマートシティアプリ「つくスマ」による配信等による事業内容の広報を実施した。また、新規開設に関する相談対応を継続的に実施し、補助金交付団体は令和４年度から１団体増加して計８団体となった。	B	つくば市みんなの食堂マップの配布、つくばスマートシティアプリ「つくスマ」による配信等による事業内容の広報を実施した。また、新規開設に関する相談対応を継続的に実施し、補助金交付団体は令和５年度から３団体増加して計11団体となった。	食を通じた地域交流の促進及び居場所の創出のため、引き続き事業内容の広報、新規開設に関する相談対応及び補助金の交付を行っていく。
テーマ②　誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり									
24	**広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉情報の提供体制の充実**	地域福祉や健康づくりに関する情報を総合的・体系的に提供するため、広報つくばや、各種情報誌、市ホームページ、メールマガジン、ラジオやケーブルテレビ等の媒体を利用し、情報提供体制の充実を図ります。また、見やすさ（文字・図表・イラスト等）と、わかりやすく情報を伝える工夫を行います。	各課関係情報の充実 情報誌の充実	社会福祉課	B	民生委員活動への市民の理解を深めることを目的に令和４年度に引き続き市広報紙に特集記事を掲載した。 わかりやすく情報を伝える工夫として民生委員へのインタビューを実施し、「やりがい」や「魅力」などについて民生委員の生の声を掲載した。 また、社会福祉協議会と連携し、地域福祉に関するイベントの開催案内を市広報紙に掲載するなど事業の周知に努めた。	B	令和５年度に引き続き民生委員活動への市民の理解を深めることを目的に市広報紙に特集記事を掲載した。 わかりやすく情報を伝える工夫として写真、イラスト等の活用のほか民生委員へのインタビューを実施し、「やりがい」や「魅力」などについて民生委員の生の声を掲載した。 また、社会福祉協議会と連携し、地域福祉に関するイベントの開催案内を市広報紙に掲載するなど事業の周知に努めた。	継続して地域福祉に関する情報提供を市広報紙、ホームページ等を通じて実施していく。市民の方がより見やすく、理解しやすい内容の情報提供に努めていく。
				障害福祉課	B	広報つくばや障害福祉ガイドブックを通じて、障害者福祉制度やイベント、各種養成講座の情報を適切に発信した。また、市ホームページを活用し、迅速に情報提供を行った。	B	広報つくばや市ホームページ、障害福祉ガイドブックなどにより、障害者（児）の社会参加の促進を図るため、障害者福祉制度やイベント、各種養成講座の情報を発信した。	引き続き、広報つくばや市ホームページ等を活用し、さらにわかりやすく情報を提供できるよう工夫していく。
				高齢福祉課	B	広報紙やホームページなどの媒体のほか、民生委員やケアマネジャーの会議等に出席し、事業の周知を行っている。 また、令和５年度から暮らしの応援ガイドブックを発行し、市の高齢者福祉サービスに関する情報を発信した。	B	広報紙やホームページなどの媒体のほか、民生委員やケアマネジャーの会議等に出席し、事業の周知を行っている。 また、令和６年度はシニア世代の生きがい発見情報誌ツクバネ！を刊行し、市や社会福祉協議会等で行われている健康づくりや就労に関する情報を発信した。	広報紙やホームページで定期的に情報の発信を行っており、継続して情報発信を行っていく。 また、民生委員、ケアマネジャーの会議等に出席し、事業の周知を行い、引き続き、情報の発信方法を工夫していく。
				国民健康保険課	B	人間ドック等費用の一部助成について、『広報つくば』へ事業周知のために記事を年４回掲載した。	B	特定健診受診PR映像を、本庁舎１階の市民の待合スペースの広告用モニターで配信することで、来庁した市民に対して視覚的な分かりやすい勧奨を実施できた。	特定健診の毎年度の受診の重要性や、人間ドック助成申請が市ホームページから行えることなどの市民の認知度が依然として低いため、映像や『広報つくば』への記事掲載など、様々な方法で周知を行う。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
24	**広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉情報の提供体制の充実**	地域福祉や健康づくりに関する情報を総合的・体系的に提供するため、広報つくばや、各種情報誌、市ホームページ、メールマガジン、ラジオやケーブルテレビ等の媒体を利用し、情報提供体制の充実を図ります。また、見やすさ（文字・図表・イラスト等）と、わかりやすく情報を伝える工夫を行います。	各課関係情報の充実 情報誌の充実	医療年金課	B	広報紙やホームページ、「つくっこ！すくすくアプリ」で情報を発信した。	B	広報紙やホームページ、「つくっこ！すくすくアプリ」で情報を発信した。	継続
				介護保険課	B	広報紙や安心ささえる介護保険、ホームページ、ハートページ、在宅医療と介護のサービスマップなどの冊子を利用して、市民に対し、要介護（支援）認定申請方法、サービスの利用手続きや保険料の賦課・徴収の仕組みなど、介護保険全般に関する情報の提供を行った。	B	広報紙やホームページ、「安心ささえる介護保険」、「ハートページ」、「在宅医療と介護のサービスマップ」の冊子を利用して、市民に対し、要介護（支援）認定申請方法、サービスの利用手続きや保険料の賦課・徴収の仕組みなど、介護保険に関する情報の提供を行った。	介護保険制度について、介護サービスを利用する前の方や若い世代への周知として、つくば市のSNS、つくスマアプリを活用した周知が必要である。
				地域包括支援課	B	地域包括支援センターチラシ、在宅医療と介護のサービスマップ、高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識、認知症あんしんガイドブック等の冊子の見直しを行い、広く市民に配布するとともに市ホームページにも掲載し、周知を行った。	B	各種講座や地域包括支援センターのチラシ、在宅医療と介護のサービスマップ、高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識、認知症あんしんガイドブック等の冊子の見直しを行い、広く市民に配布するとともに、つくば市ホームページ、つくスマなど多様な手段で情報を提供している。	多様な手段で情報を提供しているが、支援を必要とする人が必要な情報を得られない場合がある。市民が必要な情報を迅速に入手できる体制整備を進める。見やすさについては、各刊行物やホームページを随時更新し、改善に努める。
				健康増進課	B	広報つくば、ライフプラすこやか、ホームページ、つくスマ、つくっこすくすくアプリ、Ｘ等に掲載し情報提供を行った。	B	広報つくば、ライフプラすこやか、ホームページ、つくスマ、つくっこすくすくアプリ、Ｘ、メールマガジン等に掲載し情報提供を行った。	引き続き情報の発信を行っていく。アクセシビリティーを考慮し、より見やすく・理解しやすい内容に努めていく。
				こども政策課	B	市報、市HP、市SNSなどを利用して、各事業のPRを行った。その際は、自課で作成したチラシ等を利用するなどして、わかりやすく伝える工夫を行った。	B	市報、市HP、市SNSへの掲載や公共施設、民間施設へのチラシの配架など、各事業のPRを行った。その際は、自課で作成したチラシ等を利用するなどして、わかりやすく伝える工夫を行った。	引き続き、広報物の訴求力の向上や周知媒体の検討を行い、工夫した情報提供を行う。
				幼児保育課	B	保育所の入所案内や空き情報、一時預かりや病児・病後児保育、保育士募集等、広報紙やホームページで随時情報発信を行っている。	B	保育所の入所案内や空き情報、一時預かりや病児・病後児保育、保育士募集等、広報紙やホームページで随時情報発信を行っている。	引き続き、多様な保育ニーズに対応できるような情報の発信を行う。
				こども育成課	B	児童クラブの入会案内や、放課後指導員の募集情報等について、広報つくばやホームページで定期的に情報の発信を行っている。	B	児童クラブの入会案内や、放課後指導員の募集情報等について、広報つくばやホームページで定期的に情報の発信を行っている。	今後も継続して情報の発信を行っていく。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
24	**広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉情報の提供体制の充実**	地域福祉や健康づくりに関する情報を総合的・体系的に提供するため、広報つくばや、各種情報誌、市ホームページ、メールマガジン、ラジオやケーブルテレビ等の媒体を利用し、情報提供体制の充実を図ります。また、見やすさ（文字・図表・イラスト等）と、わかりやすく情報を伝える工夫を行います。	各課関係情報の充実 情報誌の充実	国際都市推進課	B	年４回、８言語で外国語広報紙を発行し、外国人への情報提供に努めた。	B	外国語広報紙の在り方を見直し、これまでのような広報紙形式での情報発信を廃止。新たに各号テーマを絞った外国語生活ガイドを年４回、８言語で発行し、外国人への情報提供に努めた。	外国語生活ガイドの発行に際し、外国人にとって有益なテーマ選定に努めるとともに、外国語生活ガイドweb版の周知強化を図る。
25	**市民活動団体の情報提供**	市民活動団体の情報提供については、つくば市民センターで行います。	市民活動団体の情報提供事業	市民協働課	B	助成金情報を市ホームページで毎週更新を行った。２か月に１度市民活動団体を対象にしたメールマガジンを発信した。市民活動に興味がある方を対象とした講座を実施し、市民活動団体とのマッチングを行うことができた。	B	令和５年度に実施した事業に加え、つくば市社会福祉協議会との共催で「ボランティアフェスタinつくば」を開催し、多くの市民に市民活動団体の周知をおこなうことができた。	市民活動に関する情報は流動的であることが多いことから、活動現場取材等を通して常に情報の更新を行う必要がある。
26	**NPO・ボランティアの情報提供**	ボランティアセンターでは、ＮＰＯ・ボランティアの情報提供を行います。	NPO・ボランティアの情報提供事業	社会福祉課	B	社会福祉協議会のホームページを活用した情報発信のほかボランティアセンターニュースを年２回発行し、地域交流センター、図書館などの公共施設に配置した。	B	地域福祉に関するイベント（ボランティアフェスタ、シンポジウム）においてボランティア団体等の活動を紹介するチラシを来場者に配布するなどし、情報の提供を行った。	令和７年度からはボランティアセンター独自のホームページを立ち上げ、積極的に情報の提供を実施する。
27	**民生委員児童委員との連携による情報提供**	民生委員児童委員を通じて、福祉サービスの情報を提供します。	民生委員児童委員との連携による情報提供事業	社会福祉課	B	各地区民生委員児童委員定例会において庁内関係課による事業に関する制度説明のほか事業案内、相談窓口等のチラシの配布とともに地域住民への周知を依頼し、地域住民への福祉サービスの情報提供を実施した。	B	各地区民生委員児童委員定例会において庁内関係課による事業に関する制度説明のほか事業案内、相談窓口等のチラシの配布とともに地域住民への周知を依頼し、地域住民への福祉サービスの情報提供を実施した。	今後も継続して各地区民生委員児童委員定例会において庁内関係課による事業に関する制度説明のほか事業案内、相談窓口等のチラシの配布を実施する。特に新規事業、制度改正があった事業については、重点的に地域住民への周知を依頼していく。
28	**情報誌の発行**	「社協通信つくば」を発行し、市民に市や社会福祉協議会の福祉情報を提供します。	社協通信つくばの発行事業 ボランティアニュースの発行	社会福祉協議会	B	社協が実施する各種事業及びボランティアセンターニュース、ホームページ及びフェイスブックによるる情報発信を行った。	B	社協通信は、市内区会加入全世帯のほか地域交流センター等の公共施設にも設置し、広く市民の目に届くよう配布した。掲載内容も日常生活圏域（7圏域）ごとに一部異なる紙面とし、読み手が興味・関心を持ちやすい身近な話題の提供を心掛けた。	区会未加入世帯やインターネットを活用できない方、公共施設等まで広報紙を取りに行くことができない方に対し、どのように情報を届けるかが課題。様々な世代がどのように情報を取得しているかを見定め、その時代に合った適切な情報提供手段を検討していく。
テーマ③　誰もが安心して相談できる仕組みづくり									
29	**各課総合相談の充実**	行政内での相談体制について充実を図ります。	各課総合相談事業	社会福祉課	B	弁護士などによる法律相談のほか、市庁舎内の自立・生活サポートセンターにおいて生活困窮者からの相談体制を整備し、対応した。	B	弁護士などによる法律相談のほか、市庁舎内の自立・生活サポートセンターにおいて生活困窮者からの相談体制を整備し、対応した。	相談内容が多様化、複雑化しており、関係庁内関係部署が連携を図りながら、重層的に対応していく必要がある。
				障害福祉課	B	障害福祉以外の分野に関連する相談に対しては、関係各課と連携を取りながら対応した。	B	地域で生活する障害者の相談に応じ、障害福祉サービス等の利用の調整などを実施した。	様々な分野の専門性が必要となる相談が増加しているので、専門職や関係各課とのさらなる連携を図っていく。
				高齢福祉課	B	介護保険課及び地域包括支援課等関係各課と連携を図り、相談者の対応が円滑に進むよう情報の伝達を正確に行った。 今後も引き続き、窓口等に寄せられた相談等に対して、適切に対応していく。	B	介護保険課及び地域包括支援課等関係各課と連携を図り、相談者の対応が円滑に進むよう情報の伝達を正確に行った。 今後も引き続き、窓口等に寄せられた相談等に対して、適切に対応していく。	引き続き、関係各課と連携を図り相談者への支援体制を充実させていく。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
29	**各課総合相談の充実**	行政内での相談体制について充実を図ります。	各課総合相談事業	国民健康保険課	B	窓口や電話での対応時には、分かりやすく丁寧な回答をした。 また、ホームページからの問合わせについては、原則３開庁日以内に回答するなど速やかに対応した。	B	オンライン可能な手続きについて積極的に周知を行うことで、来庁が難しい市民の利便性を確保した。	来庁される方に対して、庁内の複数の係・部署がスムーズに連携しながら窓口で相談対応できるよう、対応フローの改善を検討する。
				医療年金課	B	相談内容や一人一人の状況を理解し、他課とも連携を図りながら実施した。	B	相談内容や一人一人の状況を理解し、他課とも連携を図りながら実施した。	継続
				介護保険課	B	市民の介護保険制度に関する理解を深め、必要なサービスを受けられるよう、市民の学習会や集会等に市職員が講師として出向き、介護保険制度に関する出前講座等を行った。	B	市民の介護保険制度に関する理解を深め、必要なサービスを受けられるよう、市民の学習会や集会等に市職員が講師として出向き、介護保険制度に関する出前講座等を行った。	他課との連携を図りながら引き続き行う。
				健康増進課	B	母子健康包括支援センターでの相談、すこやか健康相談、発達相談、成人健康相談、こころの健康相談等実施。相談内容によって、専門職や他課と連携し相談業務を実施した。	B	成人健康相談、こころの健康相談等実施。相談内容によって、専門職や他課と連携し相談業務を実施した。	引き続き専門職や他課と連携し相談業務を強化していく。 だれもが安心して健康な生活ができるよう支援していく。
				こども未来センター	B	令和5年度は延べ12,550件の相談を受付した。相談受付後、必要に応じて家庭訪問等を実施し、他課とも連携して必要な社会資源の利用の促進を行った。	B	令和6年度は延べ15,197件の相談を受付した。相談受付後、必要に応じて家庭訪問等を実施し、他課とも連携して必要な社会資源の利用の促進を行った。	年々相談件数が増加し、内容も複雑化しており、専門性を持った子ども家庭支援員を配置し、今後も個々の状況に合わせ支援していきます。
				幼児保育課	B	保育コンシェルジュ２名を配置し、保育所・幼稚園・認定こども園の違い、市内の保育所等の紹介、認可保育所以外に預けられるところ等、保育サービス全般について相談を受けている。	B	保育コンシェルジュ２名を配置し、保育所・幼稚園・認定こども園の違い、市内の保育所等の紹介、認可保育所以外に預けられるところ等、保育サービス全般について相談を受けている。	多様なニーズに対してより効果的な助言ができるよう、関係各課と連携し、情報を保育コンシェルジュと共有して相談に活用していく。
				こども育成課	B	児童クラブ入会に関する相談や、事業者向けに放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）開設の相談を実施している。	B	児童クラブ入会に関する相談や、事業者向けに放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）開設の相談を実施している。令和7年度開設に向けて施設整備補助金を使って民間児童クラブの開設準備を行った。	今後も継続して各種相談を実施していく。
				国際都市推進課	B	多言語で対応可能な外国人相談窓口を運営し、年間で1,285件・13言語で相談対応・通訳を行った。	B	多言語で対応可能な外国人相談窓口を運営し、年間で1,170件・12言語で相談対応・通訳を行った。	相談内容の複雑化・深刻化が顕著なことから、対応に当たる職員の研修機会の拡充や関係機関との連携強化を図る。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
30	**総合相談の充実**	高齢者等のあらゆる相談を受け、その方のニーズに応じて適切なサービスや制度、機関につなぐワンストップ相談窓口を、直営の地域包括支援センターとともに市内６か所に委託している地域包括支援センターで相談業務を実施します。	総合相談支援事業	地域包括支援課	B	地域住民からの相談を受け、対象者のニーズに応じた適切なサービスにつなげる等の支援を行った。 相談件数（直営）令和５年度　1,231件 委託包括相談件数（６センター） 令和５年度　15,540件	B	地域住民からの相談を受け、対象者のニーズに応じた適切なサービスにつなげる等の支援を行った。 相談件数（直営）令和６年度　1,062件 委託包括相談件数（６センター） 令和６年度　15,918件	（課題） 重層的な課題を抱えるケースにも適切に対応できるよう、委託センターの更なる対応力向上、関係部署や他機関との連携が必要である。 （今後の方針） 対応力の向上や関係機関との連携を強化するため、庁内外の関係機関との意見交換会を継続して実施する。
31	**女性・男性のための総合相談の充実**	生き方や家庭、人間関係など様々な悩みを抱える女性を対象に、問題解決に必要な情報を提供するとともに、女性が主体的に思考・行動できるよう相談支援を行います。また、悩みを抱える男性に対しても電話相談を実施します。	女性のための相談室運営事業 男性のための電話相談実施事業	ダイバーシティ推進室	B	女性のための相談室実績 相談件数：延べ523件（電話相談138件、一般相談194件、心と生き方相談149件、法律相談42件） 男性のための電話相談実施 市内在住・在勤・在学の男性を対象に相談を年６回実施し、19件の相談を受けた。	B	女性のための相談室実績 相談件数：延べ617件（電話相談191件、一般相談197件、心と生き方相談168件、法律相談61件） 男性のための電話相談実施 市内在住・在勤・在学の男性を対象に相談を年６回実施し、11件の相談を受けた。	女性相談については、今年度新たに配置した女性相談支援員の幅広い知識の習得及び相談援助技術の向上を図るため、研修等の機会を確保する。 男性相談については、より多くの利用につなげられるように従前の周知方法に加え、包括連携協定を締結している企業への周知等を検討する。 また、令和８年度の配偶者暴力相談支援センター設置に向けて準備を進める。
32	**福祉相談の充実**	市民の抱える様々な生活や福祉の悩みに対し、各分野の専門相談員による身近で気軽に相談できる場所をつくり、問題解決が図れるような相談体制を整備していきます。	福祉相談事業	社会福祉課	B	市民が抱える生活・福祉に関する悩みの相談に応じ、解決に導くため、各分野の専門家による相談事業を実施した。 相談件数は、令和４年度とほぼ同じ件数であった。 1　弁護士による法律相談件数 令和５年度 154件　令和４年度 151件 2　司法書士による相談件数 令和５年度 30件　令和４年度 34件 3　臨床発達心理士による相談 令和５年度 26件、令和４年度 27件	B	市民が抱える生活・福祉に関する悩みの相談に応じ、解決に導くため、各分野の専門家による相談事業を実施した。 弁護士による法律相談、司法書士による相談件数は令和５年度とほぼ同じ件数であったが、子育て・子供の悩み相談は相談件数が令和５年度から減少した。 1　弁護士による法律相談件数 令和６年度 161件　令和５年度 154件 2　司法書士による相談件数 令和６年度 33件　令和５年度 30件 3　臨床発達心理士による相談 令和６年度 19件、令和５年度 26件	相談については、社会福祉協議会本部（大穂庁舎）を会場として実施しているが、相談場所については市民にとって利便性の高い場所における実施が望ましい。 今後は、相談場所を市役所に変更するなど相談をしやすい環境を整備する。 また、子育て・子供の悩み相談については、ニーズが減少していること相談機関が増加していることを踏まえ事業の縮小、廃止等を検討する。
33	**教育面における相談の充実**	関係機関等との連携を強化し、より適切で組織的な相談活動に取り組むとともに、相談員の資質向上に努めます。	教育相談事業 市費スクールソーシャルワーカーの活用 県派遣によるスクールソーシャルワーカーの活用	教育相談センター	B	学校相談体制を高い専門性を備えた人材で充実させることで児童生徒やその保護者に対し、細やかで適切な支援を適宜行うことができている。配置人数も増員され、より充実できている。副次的に教員の負担軽減効果も見込まれる。	B	相談体制を高い専門性を備えた人材で充実させることで児童生徒やその保護者に対し、細やかで適切な支援を適宜行うことができている。配置人数も増員され、より充実できている。副次的に教員の負担軽減効果も見込まれる。	県派遣によるSSWは、派遣型なので、手続きや継続性を考えると学校では活用しずらい。経験豊富なスーパーバイザー活用は、教職員や市費SSWの資質向上を図るため適宜活用していきたい。
34	**地域のキーパーソンによる相談・行政との橋渡しの仕組みづくり**	地域において身近に相談できる窓口として、区長や民生委員児童委員における相談体制を充実し、多様化、複雑化する諸問題に対応できる地域づくりを目指します。	行政相談システムの整備	社会福祉課	B	欠員地区の民生委員の補充のため、民生委員推薦会を３回開催し、区会、各地区民生委員児童委員協議会から推薦があった６名の候補者を県に推薦した。	B	欠員地区の民生委員の補充のため、民生委員推薦会を４回開催し、区会、各地区民生委員児童委員協議会から推薦があった22名の候補者を県に推薦した。	定年退職後も仕事を続ける方が増えてきており、民生委員児童委員の担い手の確保が年々難しくなってきている。 民生委員の担い手確保に向けて民生委員のやりがいや魅力が伝わるような活動内容の紹介等の広報活動を市広報紙等を通じて実施し、民生委員活動への市民の関心を高めていく。
35	**施設入所者等への訪問相談の充実**	介護サービス相談員が、介護サービス施設等に出向いて、利用者の疑問や不安等の相談を受け、問題の改善やサービスの向上につなげます。	介護サービス相談員派遣事業	介護保険課	B	介護サービス相談員を介護サービス提供事業所に派遣し、様々な利用者の相談に応じることにより、利用者の抱える疑問や不安の解消を図り、安心して介護サービスを利用できるように支援することができた。	B	介護サービス相談員を介護サービス提供事業所に派遣し、様々な利用者の相談に応じることにより、利用者の抱える疑問や不安の解消を図り、安心して介護サービスを利用できるように支援することができた。	介護サービス相談員の受け入れ施設が徐々に増えてきているが、相談員の数が少ないため、事業をより効果的に進めるためには相談員数を増やす必要がある。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
テーマ④　誰もが必要なサービスを効果的に受けることができる仕組みづくり									
36	**民生委員等のサポート強化**	定例会や研修会を実施し、地域と行政の橋渡し役である民生委員等の活動を支援し、地域の連携を強化します。	民生委員児童委員協議会 の支援	社会福祉課	B	民生委員の資質向上を目的に各地区の民生委員協議会の要望を踏まえた研修の実施に加え、特定の分野について重点的に研修を実施する機会を設けることにより、活動を円滑に進めるための環境を整備した。 研修の実施により制度改正等の事業に関する最新版の情報を提供することにより、多様化する市民ニーズに対応した適切な相談窓口等へのつなぎを円滑かつ効率的に活動できるよう支援している。 また、新任民生委員においては研修の実施により活動への不安感を取り除くとともに、民生委員活動へのイメージと実際の活動とのギャップ解消を図り、円滑に活動できるよう支援している。 ・令和５年度研修延べ実施回数　77回	B	民生委員の資質向上を目的に各地区の民生委員協議会の要望を踏まえた研修の実施に加え、特定の分野について重点的に研修を実施する機会を設けることにより、活動を円滑に進めるための環境を整備した。 研修の実施により制度改正等の事業に関する最新版の情報を提供することにより、多様化する市民ニーズに対応した適切な相談窓口等へのつなぎを円滑かつ効率的に活動できるよう支援している。 また、新任民生委員においては研修の実施により活動への不安感を取り除くとともに、民生委員活動へのイメージと実際の活動とのギャップ解消を図り、円滑に活動できるよう支援している。 ・令和６年度研修延べ実施回数　77回	民生委員の担い手確保に向けて民生委員のやりがいや魅力が伝わるような活動内容の紹介等の広報活動を実施し、民生委員活動への関心を高める。 また、地域の実情に応じた支援体制の実現に向けて、社会福祉協議会の「地域見守りネットワーク会議」を活用し、民生委員と見守り活動に特化した相談員である「ふれあい相談員」との連携強化により民生委員の負担軽減を図る。
37	**高齢者ケアマネジメント体制の充実**	地域・圏域別・自立支援の３種のケア会議を開催し、個別課題の解決を積み重ねることから、地域課題を発見し、その課題解決に向けた社会資源の開発や政策提言につなげます。	地域ケア会議推進事業	地域包括支援課	B	つくば市地域ケア会議では、生活支援体制整備事業推進会議と同時開催し、抽出された地域課題であるごみ出し支援と移動支援についての作業部会（タスクフォース）を結成し、それぞれの地域課題について提言書の提出、移動支援セミナーの開催という具体的な取組に結び付けた。また、さらなる地域課題の解決に向けて今後の会議の在り方について協議を行った。 圏域別ケア会議では、各委託地域包括支援センターが主導し、事例検討を通して新たな社会資源の共有や多職種連携、また地域課題の可視化ができた。自立支援型個別ケア会議では、自立支援・重度化予防に基づく助言から課題解決に結びつける会議を行えた。今年度から、各圏域で行うクイックケア会議、困難事例を取り扱うピックアップケア会議を整備し、事例の内容ごとに適切に検討を行う体制が整えることができた。	B	市地域ケア会議では、圏域別ケア会議から抽出された地域課題「介護力」「認知症・精神疾患」について、課題解決に向けて多職種による協議を行った。 圏域別ケア会議では、各委託地域包括支援センターが主導し参集型でおこなうことで、各圏域でのネットワーク構築につなげることができた。 自立支援型個別ケア会議では、個別課題解決について、自立支援・重度化予防に資する視点に基づく助言から解決に結びつく会議を行うことができた。	市地域ケア会議については、課題を具体化し、課題解決に向けた地域づくり、資源開発、政策形成につなげていく必要がある。また、次年度の地域課題について検討を行う。 個別ケア会議については、個別の支援がより効果的に検討できるよう会議の進め方を見直していく。
38	**障害者自立支援協議会を活用した関係団体との協働**	地域における障害者への支援体制に関する課題について、関係機関等が情報を共有し、連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っていきます。	障害者自立支援協議会の活用推進	障害者地域支援室	B	全体会、こども部会、おとな部会を定期的に開催し、障害者が地域で生活するための地域の課題について協議した。	B	全体会、こども部会、おとな部会を定期的に開催し、障害者が地域で生活するための地域の課題について協議した。	当該協議会の各委員や地域の支援機関から、積極的に地域課題の提案をいただけるよう、事務局委員と会議の運営方法を工夫していく
39	**つくば市福祉団体等連絡協議会との協働**	市内の当事者団体等で構成されるつくば市福祉団体等連絡協議会への情報提供及び情報交換を行い、活動の支援を行います。	福祉団体等連絡協議会との連携	障害者地域支援室	B	意見交換会の実施や各団体の広報、就学学習会の開催に協力した。	B	意見交換会の実施や各団体の広報、就学学習会の開催に協力した。	引き続き団体の活動に寄与できる内容を検討していく。
テーマ⑤　福祉サービスの質の向上									
40	**事業の質の向上支援**	研修会や交流会を通じて情報を幅広く提供・共有化することにより、事業者のサービス等の質の向上を支援します。また、新規事業者が研修会や交流会に参加できるような体制づくりを推進します。	サービス事業者への研修会や交流会の開催	障害福祉課	B	年６回の相談支援事業所連絡会の開催の他に、市内の保育所等訪問支援事業所を対象に保育所等訪問支援事業所連絡会を年１回開催し研修や情報交換を行った。	B	相談支援事業所連絡会（年６回開催）、保育所等訪問支援事業所連絡会（年２回開催）の他に、障害児サービス事業所連絡会を年１回開催した。各事業所連絡会において、研修や情報交換等を実施した。	各事業所連絡会の在り方や開催方法について、必要に応じて検討していく。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
41	**福祉人材の発掘・育成**	福祉専門職や福祉関連サービスの関係者、ボランティア等を対象に、研修を行い、福祉人材のすそ野拡大を図ります。	福祉人材の育成、福祉研修生の受入事業	社会福祉課	B	福祉人材の育成を目的に「傾聴講座」「防災入門講座」を開催し、延べ47名が参加した。 また、筑波大学の社会福祉援助技術現場実習生を延べ18名受け入れ、福祉人材の育成を支援した。	B	福祉人材の育成を目的に「身近な人に寄り添うための講座」を開催し、延べ29名が参加した。 また、筑波大学の社会福祉援助技術現場実習生を延べ12名受け入れ、福祉人材の育成を支援した。	福祉人材の発掘・育成のため、小中学生の頃から福祉に触れる機会を継続的に設けることにより、次代の福祉人材の担い手として育成していく必要がある。
				障害福祉課	B	福祉支援センター職員研修会を年４回実施した。研修会は、「分野の異なる複数講師を招く」「事業種別ごとのグループ討議」などの方法で実施し、各事業職員の専門的な知識や支援技術の獲得を図った。	B	年４回の福祉支援センター職員専門研修会の中で、虐待防止法に関する研修では、動画配信による介護保険事業所等との合同研修を実施した。	定期的に実施している福祉支援センター職員専門研修会を、民間の事業所等とも共有できるようにしていく。
42	**ケアマネジャー、相談支援事業所の資質の向上**	地域支援ネットワークを活用しながら、ケアマネジャーをはじめとした多職種が連携・協働することで、保健、医療、福祉、生活支援サービスなど様々な資源を活用し、包括的・継続的に支援をします。	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域包括支援課	A	介護支援専門員が抱える困難事例の対応等について、介護支援専門員に助言等を行うことで、利用者の新たな課題の気づきとなり、具体的な支援につなげることができた。 つくばケアマネジャー連絡会に対して、定例会の開催を支援し、包括的継続的ケアマネジメント支援として、介護支援専門員のスキルアップ研修会を３回実施した。	B	介護支援専門員が抱える困難事例の対応等について、各圏域の地域包括支援センターが、介護支援専門員に助言等を行うことで、介護支援専門員が利用者の新たな課題の気づきとなり、具体的な支援につなげることができた。 つくばケアマネジャー連絡会の活動支援や、包括的継続的ケアマネジメント支援として介護支援専門員に向けた研修会を３回実施した。	介護支援専門員が役割を理解し、課題を抱える利用者、家族に対しても、多制度を理解した上で、多職種と連携し支援を実践していく必要がある。 地域のネットワーク構築において、専門職間だけでなく、インフォーマルサポートも踏まえたネットワーク構築を図る必要がある。 継続して介護支援専門員の実践力向上に向けた研修会を実施していく。
43	**相談支援専門員・ホームヘルパー等の連携**	福祉サービスを円滑に提供するため、相談支援専門員とホームヘルパー等を中心とした情報交換を積極的に促します。	サービス事業者との連携	障害福祉課	B	相談支援事業所連絡会やサービス担当者会議を開催する中で、困難事例への対処や情報交換を行い、福祉サービスを円滑に提供できるよう課題の解決に努めた。	B	相談支援事業所連絡会やサービス担当者会議を開催する中で、事例検討や情報共有を行い、課題の解決や事業所の連携体制の強化に努めた。	引き続き、各事業所と密に情報共有を行い、課題の解決や連携体制の強化を促していく。
44	**福祉サービス第三者評価制度の実施体制づくり**	第三者評価制度の受審を促進するとともに、第三者評価での指摘事項等について、定期的に調査等を行います。	第三者評価の受審	こども政策課	B	つくば市子ども・子育て支援プラン事業の着実な実施を図るため、学識経験者、保護者、一般市民等で構成する、つくば市子ども・子育て会議において、事業進捗状況の点検・評価を行い、その結果を毎年市民に公表している。	B	つくば市子ども・子育て支援プラン事業の着実な実施を図るため、学識経験者、保護者、一般市民等で構成する、つくば市子ども・子育て会議において、事業進捗状況の点検・評価を行い、その結果を毎年市民に公表している。	引き続き、子ども・子育て会議による点検・評価を行うことで、事業の着実な実施を図っていく。
				幼児保育課	B	つくば市子ども・子育て支援プラン事業の着実な実施を図るため、学識経験者、保護者、一般市民等で構成する、つくば市子ども・子育て会議において、事業進捗状況の点検・評価を行って、その結果を毎年市民に公表している。	B	つくば市子ども・子育て支援プラン事業の着実な実施を図るため、学識経験者、保護者、一般市民等で構成する、つくば市子ども・子育て会議において、事業進捗状況の点検・評価を行って、その結果を毎年市民に公表している。	引き続き、子ども・子育て会議による点検・評価を行うことで、事業の着実な実施を図っていく。
45	**福祉サービス第三者評価制度の実施体制づくり**	第三者評価制度の受審を促進するとともに、第三者評価での指摘事項等について、定期的に調査等を行います。	第三者評価の受審	こども育成課	B	つくば市子ども・子育て支援プラン事業の着実な実施を図るため、学識経験者、保護者、一般市民等で構成する、つくば市子ども・子育て会議において、事業進捗状況の点検・評価を行い、その結果を市民に公表した。	B	つくば市子ども・子育て支援プラン事業の着実な実施を図るため、学識経験者、保護者、一般市民等で構成する、つくば市子ども・子育て会議において、事業進捗状況の点検・評価を行い、その結果を市民に公表した。	引き続き、子ども・子育て会議による点検・評価を行うことで、事業の着実な実施を図っていく。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
46	**指定管理者制度の適切な運用**	指定管理者制度を引き続き活用することにより、市民サービスのより一層の向上を図ります。	指定管理者制度の活用事業	こども政策課	B	つくば市子育て総合支援センターでは、親子の交流の場の提供やイベント、一時預かり、子育て相談等を行っており、安心して子育てができる拠点となっている。利用者の満足度は非常に高く、令和５年度は年間延べ23,827人の方が利用している（保護者数）。	B	つくば市子育て総合支援センターでは、親子の交流の場の提供やイベント、一時預かり、子育て相談等を行っており、安心して子育てができる拠点となっている。利用者の満足度は非常に高く、令和６年度は年間延べ24,840人の方が利用している（保護者数）。	引き続き、制度を活用し安定したサービスを提供していく。
				こども育成課	B	つくば市立大曽根児童館では、児童の生活および遊びの場所を提供するとともに、地域の交流拠点としての役割を果たしている。利用者アンケートでは、全ての項目で90％以上の方から「満足」との結果を得た。	B	つくば市立大曽根児童館では、児童の生活および遊びの場所を提供するとともに、地域の交流拠点としての役割を果たしている。利用者アンケートでは、全ての項目で90％以上の方から「満足」との結果を得た。	受託者に対し、引き続きサービスの維持及び向上に努めるように指導していく。
				高齢福祉課	－	－	－	－	市内３か所の老人福祉センターは老朽化が進んでいる。 　指定管理者制度の導入に向けては、浴場を含む建物及び設備等の修繕及びサービスの向上を図る必要があり、施設のあり方を含めて慎重に検討していく。
47	**事業者の情報公開の促進**	透明性の高い組織運営による質の高いサービス提供を実現するため、事業者の情報公開を促進します。	事業者の情報公開	高齢福祉課	B	市ホームページにて介護サービス事業者情報を公開している。また、事業者が介護サービス情報公表システムにて事業所情報を公表しているほか、ＷＡＭＮＥＴで外部評価を公開している。	B	市ホームページにて介護サービス事業者情報を公開している。また、事業者が介護サービス情報公表システムにて事業所情報を公表しているほか、ＷＡＭＮＥＴで外部評価を公開している。	最新情報への更新を随時行い、引き続き情報を公開していく。
テーマ⑥　権利擁護のための支援の充実									
48	**権利擁護や成年後見制度の周知徹底**	認知症等により判断能力が低下し、財産管理、福祉サービス利用の契約行為を行うことが著しく困難となった方の権利侵害の予防、権利行使の支援を行います。	成年後見制度利用支援事業 成年後見制度推進事業 日常生活自立支援事業	地域包括支援課	B	委託地域包括支援センター及びつくば成年後見センターと連携して相談支援を実施した。 ・成年後見及び任意後見制度に関する相談 延件数　314件（市及び委託地域包括支援センターの合計）	B	委託地域包括支援センター及びつくば成年後見センターと連携して相談支援を実施した。 ・成年後見及び任意後見制度に関する相談 延件数　132件（市及び委託地域包括支援センターの合計）	（課題） 　権利擁護支援が必要と思われる方に対し、判断能力が低下する前から、意思の確認や状況把握、制度の紹介等を行い、本人の希望に沿った支援を行う必要がある。 （今後の方針） 　委託地域包括支援センターと連携して、支援が必要と思われる方を早期に把握し、適切な制度やサービスにつなげられるよう支援する。
				障害福祉課・障害者地域支援室	B	つくば成年後見センターと連携し、チラシやパンフレットを各機関に配置し、制度の周知啓発を行った。	B	つくば成年後見センターと連携し、チラシやパンフレットを各機関に配置し、制度の周知啓発を行った。	必要な人に行き届くように周知方法など検討していく。
49	**高齢者虐待の防止**	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」に基づき、速やかに被虐待者の状況を確認し、事例に即した適切な対応をします。また、高齢者虐待の防止、早期発見や適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備します。	権利擁護事業	地域包括支援課	B	市及び委託地域包括支援センターが連携して相談対応を行った。また、高齢者虐待の防止、早期発見のために、市広報誌等を活用して相談・通報先を広く周知した。 権利擁護に関する相談件数 延件数　693　件（市及び委託地域包括支援センターの合計）	B	市及び委託地域包括支援センターが連携して相談対応を行った。また、高齢者虐待の防止、早期発見のために、市広報誌等を活用して相談・通報先を広く周知した。 権利擁護に関する相談件数 延件数　522　件（市及び委託地域包括支援センターの合計）	（課題） ・対応が困難な事例も増加しているため、庁内関係部署との連携を強化するとともに委託地域包括支援センターと協働した対応が必要である。 （今後の取り組み方針） ・高齢者虐待対応マニュアルを活用するとともに委託地域包括支援センター及び関係機関と緊密に連携して対応を行う。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
50	**高齢者虐待の防止**	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」に基づき、速やかに被虐待者の状況を確認し、事例に即した適切な対応をします。また、高齢者虐待の防止、早期発見や適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備します。	権利擁護事業	高齢福祉課	B	養介護施設従事者等による虐待に関する通報に対し、関係各課と連携を取りながら、事業所に対する調査、指導、モニタリング等の対応を実施した。	B	養介護施設従事者等による虐待に関する通報に対し、関係各課と連携を取りながら、事業所に対する調査、指導、モニタリング等の対応を実施した。	虐待にあたる行為や通報義務について、正しく理解がされていない場合も多く、事業所に対する情報提供や対応状況の把握を強化していく必要がある。
51	**成年後見制度の利用支援**	成年後見制度の利用支援を目的に、審判請求費用や成年後見人等に対する報酬を助成します。また、身寄りがないなど後見等開始の審判請求を行う人がいない障害者等を対象に、市長が審判開始の申立てを行います。	成年後見制度利用支援事業	障害者地域支援室	B	3件の報酬助成の申請に対して、助成金を支給し、成年後見人等の後見活動を支援した。	B	4件の報酬助成の申請に対して、助成金を支給し、成年後見人等の後見活動を支援した。	適切な利用を継続していく。
				地域包括支援課	B	成年後見制度の利用が必要な方が適切に制度を利用できるよう、市長申立及び報酬等の助成を行った。 ・成年後見制度市長申立て件数４件 ・成年後見制度報酬助成金支給件数１件	B	成年後見制度の利用が必要な方が適切に制度を利用できるよう、市長申立及び報酬等の助成を行った。 ・成年後見制度市長申立て件数４件 ・成年後見制度報酬助成金支給件数３件	（課題） ・市長申立を要するケースの相談が増加しているため、適切かつ効率的に支援できるよう、関係機関と連携を強化した対応が必要である。 （今後の方針） ・成年後見制度の利用が必要な方が適切に制度を利用できるよう、委託地域包括支援センター及び成年後見センターと緊密に連携して支援を行う。
52	**成年後見制度等の権利擁護の推進**	認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が低下し、財産管理や福祉サービス利用契約が困難になった人の権利侵害の予防、権利行使の支援を目的として、成年後見制度利用相談、普及啓発、市民後見人の養成、法人後見等を実施します。	成年後見制度推進事業	障害者地域支援室	B	つくば成年後見センターと連携し、権利擁護支援に関する相談に応じている。市が受けた障害に関する権利擁護相談は、令和5年度19 件。	B	つくば成年後見センターと連携し、権利擁護支援に関する相談に応じている。市が受けた障害に関する権利擁護相談は、令和6年度16件。	様々な機関との連携を強化し、権利擁護が必要な人の早期発見に努め、必要な支援につなげていく。
				地域包括支援課	B	つくば市社会福祉協議会「つくば成年後見センター」に業務委託し、事業を実施。 ・成年後見制度の相談件数　　1,766件 ・法人後見受任件数　11件（令和６年3月末時点）	B	つくば市社会福祉協議会「つくば成年後見センター」に業務委託し、事業を実施。 ・成年後見制度の相談件数　　2,153件 ・法人後見受任件数　10件（令和7年3月末時点） ・市民後見人養成講座を実施し、8名の市民後見人候補者を養成した。	（課題） 　成年後見制度の普及啓発を行うとともに制度の利用を必要とする方を適切に制度利用につなげられるよう関係機関と連携した対応が必要である。 （今後の方針） 　成年後見制度のチラシの配布や講演会等をとおして成年後見制度の普及啓発を行う。 　支援が必要なケースについては、委託地域包括支援センター、成年後見センターと連携して支援を行う。
53	**障害者虐待防止事業**	「つくば市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者の虐待に関する通報の受理、障害者の保護や相談・指導及び助言を行います。また、障害者の虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発を行います。	障害者虐待防止事業	障害者地域支援室	B	障害者虐待に対応できる体制の整備として、24時間・365日の通報受付と対応、一時保護のための居室確保、虐待予防として、研修を実施している。	B	障害者虐待に対応できる体制の整備として、24時間・365日の通報受付と対応、一時保護のための居室確保、虐待予防として、研修を実施している。	年々、通報件数は増えているが、重大な事態に陥らないように、引き続き、市民や施設従事者等へ認知度を高めていく。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
テーマ⑦　生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進									
54	**生活困窮者への相談支援**	生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個人の状態にあったプランを作成し、必要なサービスの提供につなげます。関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行います。関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組みます。	自立相談支援事業	社会福祉課	B	・生活保護に至る前の支援策として、生活困窮者に対して広く相談支援を行う相談窓口を設置し、就労その他自立に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行った。 　令和５年度　生活困窮者自立支援制度関連　相談延べ件数　1901件	B	・生活保護に至る前の支援策として、生活困窮者に対して広く相談支援を行う相談窓口を設置し、就労その他自立に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行った。 　令和６年度　生活困窮者自立支援制度関連　相談延べ件数　1832件	・生活困窮者の多くが失業、技能不足等だけでなく、就職活動・定着の困難性、病気、社会的孤立等、多様な課題を複合的に抱えている。このため、個々の状況に応じて、専門性の高い、重層的な支援が求められる。
55	**生活保護世帯や虐待のある家庭・ひとり親世帯などの総合的支援体制の整備**	多様な事情により生活に困難がある家庭に対し、関係機関等と連携して総合的なサービス提供を行います。	生活保護相談事業 家庭児童相談事業	社会福祉課	B	・生活の困窮状況に応じ、保護を要する際には、生活保護の基準に基づき、生活扶助、医療扶助、介護扶助等を必要に応じて支給し、関係各課・関係機関と連携を図りながら自立を助長する支援に取り組んでいる。 　令和５年度相談延べ件数　514件	B	・生活の困窮状況に応じ、保護を要する際には、生活保護の基準に基づき、生活扶助、医療扶助、介護扶助等を必要に応じて支給し、関係各課・関係機関と連携を図りながら自立を助長する支援に取り組んでいる。 　令和６年度相談延べ件数　768件	・被保護者の高齢化や頻回受診等、つくば市の生活保護費における医療扶助の割合は、全体の52%を占めている。被保護者が多くの健康上の課題を抱えている状況にあり、医療と生活の両面から健康管理に対する重層的な支援を行うことが必要がある。
				こども未来センター	B	児童相談所、教育機関、医療機関、地域等と協力しながら、困難な家庭に対する支援を行っている。	B	児童相談所、教育機関、医療機関、地域等と協力しながら、困難な家庭に対する支援を行っている。	今後も要保護児童対策協議会等の活用や、児童相談所等の専門的な助言を受けながら、困難な家庭に対する継続的な支援を行っていく。また、複雑困難な事例が増加しているため、児童虐待対応職員の専門知識の向上を目指した研修を行っていく。
56	**学習支援団体との協定締結による協働**	貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護または就学援助受給世帯の４～９年生の子どもに対して、学習支援や安心できる居場所の提供等を行います。	つくばこどもの青い羽根学習会	こども未来センター	B	令和５年度では学習会教室が18か所となり、利用者数は365名となった。多くの児童生徒達の学習支援と居場所支援に寄与することができた。	B	令和６年度では学習会教室が20か所となり、利用者数は391名となった。多くの児童生徒たちの学習支援と居場所支援に寄与することができた。	令和６年度の要保護、準要保護の児童・生徒は2,262名(令和7年3月5日時点）おり、まだ支援につながっていない児童生徒が多くいる。周知活動を継続して行うと共に学習会までのアクセスが課題となっているため、児童生徒が利用しすい環境の整備を検討していく。
57	**学習塾代支援**	市内の中学校・義務教育学校に在籍する７～９年生のうち、生活保護や就学援助の受給世帯の生徒に対し、学習塾の利用にかかる経費の助成を行います。	子どもの学習塾代助成	こども未来センター	B	令和元年度から令和5年度まで計102名に助成金を交付している。1カ月当たり上限5,000円、最大11カ月分を交付することができ、令和５年度は生徒22名に塾代を助成した。保護者や生徒からは志望校に合格できたなどの意見をいただいている。	B	令和元年度から令和６年度まで計122名に助成金を交付している。1カ月当たり上限5,000円、最大11カ月分を交付することができ、令和６年度は生徒20名に塾代を助成した。保護者や生徒からは、他校の生徒との交流の幅が広がった、市に支援していただき感謝していますなどの意見をいただいている。	交付申請状況に留意し、事業を継続する。利用状況を踏まえ、利用人数等の拡充の必要性を検討する。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
基本施策３　誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実									
テーマ①　高齢者とその家族が安心して暮らせるための包括的支援の充実									
58	**高齢者の健康づくりの支援**	健康な高齢者に対し、栄養・運動・休養の面から支援できる運動指導事業を引き続き実施します。	健康推進事業	健康増進課（いきいき プラザ）	B	運動指導、栄養指導、健康講話を含む出前健康教室及び集合型の運動教室（65歳以上）を実施した。 ・出前健康教室(延べ参加者 R4:24,639人 R5:26,227人） ・運動教室（延べ参加者数 R4:5,750人 R5:5,973人）	C	運動指導、栄養指導、健康講話を含む出前健康教室及び集合型の運動教室（65歳以上）を実施した。 ・出前健康教室(延べ参加者 R5:26,227人 R6:24,658人） ・運動教室（延べ参加者数 R5:5,973人 R6:6,573人）	参加者や団体数を増やすための周知活動を積極的に行い、高齢者の運動機能の維持・向上を図る。
59	**日常生活圏域単位の拠点整備**	高齢者が住み慣れた地域で安心した日常生活を送ることができるよう、各日常生活圏域間が均衡のとれた整備を推進します。	地域密着型サービスの推進	高齢福祉課	B	つくば市高齢者福祉計画(第９期)を策定し、介護サービス事業所の整備方針を決定した。	C	つくば市高齢者福祉計画(第９期)に基づき、整備事業者の公募・選定を行った。	引き続き、各日常生活圏域ごとの実情を把握した上で今後の地域密着型サービスの整備について検討を行う。
60	**社会福祉協議会の整備・充実**	社会福祉協議会を拠点として、地域住民や民生委員児童委員と協力しながら、高齢者・障害者等の見守り活動や地域の活性化を目的とする事業を推進します。	社会福祉協議会の整備・充実	社会福祉課	B	つくば市社会福祉事業費補助金交付要綱の規定に基づき、社会福祉法人の中核的団体である社会福祉協議会に補助金を交付した。その結果、社会福祉協議会が実施する各種事業が安定・充実し、地域福祉活動の活性化が図られた。	B	社会福祉協議会の財政上の負担を軽減し、安定的な事業継続を図る観点から補助金の対象経費を従来の人件費のほか、事業費の一部、施設修繕料（税込500万円以上の大規模修繕に限る）についても新たに補助金の対象経費に追加した。 その結果、市民の福祉活動やボランティア活動の支援、様々な生活課題に関する相談支援サービス等が展開され、市民の福祉サービスの向上に寄与した。	社会福祉協議会財政運営の改善に向けて社会福祉協議会と継続して協議を実施する。また、社会福祉協議会に委託している事業内容等を精査し、必要に応じて見直し等を行う。
61	**在宅医療・介護連携推進事業**	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討のため、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、現状と課題の抽出や解決策の検討、連携推進のための様々な事業等を行います。	在宅医療・介護連携推進事業	地域包括支援課	B	・在宅医療と介護の普及啓発のため、医師等を講師に招き、市内３か所の交流センターで市民向けの啓発講座を行った。 ・医療と介護の専門職の連携を強化し、より適切な支援につなげられるよう、多職種連携研修会を２回実施した。	B	・医療と介護の専門職を対象に「シームレスな連携に向けた課題」をテーマとした意見交換会を実施し、専門職同士の顔の見える関係性の構築と連携を強化した。 ・在宅医療と在宅介護の普及啓発のため、訪問診療を行っている医師を講師に招き、在宅医療に関する講演を行うとともにエンディングノート活用講座を開催した。また、地域包括支援センターと連携し、圏域毎に出前講座を実施した。	（課題） ・在宅医療の認知度向上のため、引き続き普及啓発を図る必要がある。 ・医療と介護の専門職のシームレスな連携に向け、ICT連携ツールの導入に向けた準備を進める必要がある。 （今後の方針） ・引き続き市民への普及啓発活動、専門職の連携強化に向けた体制整備を進める。
62	**認知症高齢者等保護支援事業**	行方不明の恐れのある認知症高齢者を介護している家族に対し、位置情報端末機および付属品の貸与及び位置情報等の提供を行い、保護を支援します。	認知症高齢者等保護支援事業	地域包括支援課	B	利用者が10名前後を推移しており、今後の事業展開について検討していく必要がある。実施したアンケートの結果においても、携帯電話を位置情報の把握のために使っている、靴収納型に魅力を感じない等の意見が挙がっており、市民のニーズに沿った事業展開の必要性がある。	E	靴収納型位置情報端末機利用者11名 多様な見守り機器が普及したことを受け、靴収納型位置情報端末機の貸し出し需要が低下している。 事業の見直しを行い、他の見守り事業の導入等により認知症高齢者やその家族への支援はこれまで同様に実施できるとことから、令和６年度をもって事業を廃止することに決定した。	令和６年度に導入した「おでかけ見守りシール」の活用や、令和７年度から導入予定の「認知症高齢者等個人賠償責任保険」等において、認知症高齢者やその家族への支援を実施していく。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
テーマ②　市民の健康づくりのための活動の推進									
63	**生活習慣病予防の実施**	生活習慣病予防のため、ウォーキングの推進、食生活改善、健康づくりに関する事業（意識啓発やイベント・研修等）を実施します。	生活習慣病予防事業	健康増進課	B	・生活習慣病予防のため、特定健診、がん検診の実施（集団健診・個別健診） ・ヘルシー教室（12回実施、延べ102人） ・つくばウォークの日開催（10回実施、延740人） ・健康アップ講演会（2回実施、延べ115人）	B	・生活習慣病予防のため、特定健診、がん検診の実施（集団健診・個別健診） ・ヘルシー教室（9回実施、延べ73人） ・つくばウォークの日開催（11回実施、延693人） ・健康アップ講演会（1回実施、84人）	健診の実施をし、健診の検査結果により相談や保健指導を行い、重症化予防を図る。。 各々が健康づくりに取組み推進を行う。
64	**市民の主体的な健康づくり**	主体的な健康づくり促進のため、スポーツ事業を実施します。	スポーツ教室、イベント等の実施	スポーツ振興課	B	スポーツを始めるきっかけとなる体験教室等を市が主催して実施したほか、民間団体等が主催する各教室における広報や会場確保といった協力による開催支援を行った。また、第43回つくばマラソン、第31回つくば健康マラソン、つくばスポーツフェスティバル＆つくパラ2023等のイベントを開催するなど、市民主体で健康づくりができる環境を構築した。	B	スポーツを始めるきっかけとなる体験教室等を市が主催して実施したほか、民間団体等が主催する各教室における広報や会場確保といった協力による開催支援を行った。また、第44回つくばマラソン、第32回つくば健康マラソン、つくばスポーツフェスティバル＆つくパラ2024等のイベントを開催するなど、市民主体で健康づくりができる環境を構築した。	市民の継続的なスポーツ活動につながるよう、今後もプログラムや手法等を工夫しながら開催していくとともに、民間団体等とも協力しながら教室数を増やす取組を進める。つくばマラソン等のイベントについては、より多くの市民に参加してもらえるような広報手段を検討していく。
65	**障害者スポーツの推進**	障害者スポーツ人材の育成拠点を目指し、必要な事業の実施に努めます。県や各種団体が主催するイベントや講座の周知を行うとともに、障害者運動教室等を開催することで、障害者スポーツの普及に努めます。	障害者スポーツを取り入れた教室、イベントの実施 障害者スポーツサポーターの養成講座の実施	スポーツ振興課	B	スポーツ推進委員が障害者スポーツのサポーターとなるため、実際に障害者をサポートする講座を実施するとともに、障害者を対象としたスポーツ施設を利用する体験講座を実施し、障害者が身近な場所で気軽にスポーツができる環境づくりに努めた。また、つくばスポーツフェスティバル＆つくパラ2023において、障害者スポーツの体験ブースを出展し、市民の体験機会を確保した。	B	スポーツ推進委員が障害者スポーツのサポーターとなるため、実際に障害者をサポートする講座を実施するとともに、障害者を対象としたスポーツ施設を利用する体験講座を実施し、障害者が身近な場所で気軽にスポーツができる環境づくりに努めた。また、つくばスポーツフェスティバル＆つくパラ2024において、障害者スポーツの体験ブースの出展を拡充し、市民の体験機会を確保した。	これまでの取組に加え、障害者スポーツに関する専門的な知識を有する団体を各小中学校へ派遣し、体験型の出前教室を行うことで、児童・生徒における障害者スポーツに対する理解増進を図っていく。
				障害者地域支援室	B	運動教室を開催することで、障害児の体力増強、交流、余暇活動の充実を図ることができた。	B	参加申し込みについて、いばらき電子申請サービスの利用を開始し、運動教室を開催することで、障害児の体力増強、交流、余暇活動の充実を図ることができた。	子どもたち同士の接触などによる転倒等がみられたため、。安全のため、間隔をとって活動する等の対策をして実施する。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
テーマ③　地域で安心して子育てができる環境づくり									
66	**ファミリーサポートセンター事業（つくば子育てサポートサービス事業）の充実**	子育てについて援助を受けたい人と援助したい人により会員組織をつくり、地域の人が子育て家庭を支援することを目的とし、子育て家庭を支えるネットワークの一つとします。	ファミリーサポートセンター事業（つくば子育てサポートサービス事業）	こども政策課	B	令和4年度から開始したオンラインでの会員登録対応を継続し、利便性向上に努めた。 打合せや情報共有を定期的に行い、サポートの依頼数の増加、多様化するニーズに対応しながら活動を行った。	B	令和4年度から開始したオンラインでの会員登録対応を継続し、利便性向上に努めた。 打合せや情報共有を定期的に行い、サポートの依頼数の増加、多様化するニーズに対応しながら活動を行った。 基礎研修の回数を年2回から3回に拡大したことにより、サポーター登録者が増加した。 市広報紙への特設ページの掲載や民間施設へのチラシ配架を行い、事業の周知を行った。	地域による相互扶助の子育て支援を目指し、引き続き事業を進めていく。
67	**乳幼児医療・小児医療の充実**	日ごろから気軽に相談できる、かかりつけ医を持ち、保護者が正しい情報を入手活用し、適切な受診行動ができるよう周知を図ります。 小児医療福祉費支給制度については、引き続き、保護者への啓発を図ります。	乳幼児医療・小児医療の充実 適切な受診行動につながる情報の周知	健康増進課	B	広報つくば、ライフプランすこやか、ホームページ、つくスマ、つくっこ!すくすくアプリ、つくば子育てハンドブック掲載及び、あかちゃん訪問・１歳６か月健診・３歳健診時のチラシ配布にて、かかりつけ医を持つことを周知した。	B	広報つくば、ライフプランすこやか、ホームページ、つくスマ、つくっこ!すくすくアプリ、つくば子育てハンドブック掲載及び、あかちゃん訪問・１歳６か月健診・３歳健診時のチラシ配布にて、かかりつけ医を持つことを周知した。	適切な受診行動につなげるため、引き続き情報の発信を行っていく。
				医療年金課	B	小児の医療福祉費支給制度は、出生から18歳の年度末までの入院と外来を対象に実施しており、ホームページ、「つくっこ！すくすくアプリ」、「つくば子育てハンドブック」で情報を発信した。	B	小児の医療福祉費支給制度は、出生から18歳の年度末までの入院と外来を対象に実施しており、ホームページ、「つくっこ！すくすくアプリ」、「つくば子育てハンドブック」で情報を発信した。	継続
68	**保育施設の適正な配置**	少子化の進展や女性の社会進出などに対応するために、年々増加する多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。公と民の役割分担や責任の明確化、効率性、サービスの水準を検討しながら、民間保育事業者の特性、機動性、柔軟性を活用して、子育て家庭のニーズに対応できる保育施設を配置していきます。	保育施設の適正配置	こども政策課	B	令和３年度策定した「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」に基づき稲岡保育所、上ノ室・上広岡保育所の個別整備計画等を策定した。	B	令和３年度に策定した「つくば市公立保育所の新耐震基準を満たさない施設の整備方針」に基づき上横場保育所、高見原・城山保育所の個別整備計画等を策定した。	引き続き整備方針に則り、保護者の意見等を聞きながら、各保育所の個別整備計画等を推進していく。
				幼児保育課	B	一時預かりや休日保育、病児・病後児保育等、多様なニーズに対応する施設が増加している。	B	新規保育施設や一時預かり事業実施施設の整備を進めた。	待機児童の解消を達成。なお、今後も入所児童数の増加が見込まれるため計画に沿った施設整備を行っていく。
69	**子どもの居場所づくり「放課後子供教室推進事業」の実施**	放課後において、学校施設内、児童館、児童クラブ施設などの子どもの居場所にふさわしい場所を拠点として、地域の大人の協力のもと、子どもたちがさまざまな体験をすることができる「放課後子供教室推進事業」を推進します。	放課後子供教室推進事業	こども育成課	B	市内小学校等の余裕教室や体育館等を利用した放課後子供教室のほか、児童クラブ施設内に「交流ひろば」を設け、定期開催の体制を整えている。 令和５年度は、新たに研究学園小学校児童クラブ内に放課後子供教室専用スペースである「研究学園交流ひろば」を設け、週３開室している。	B	市内小学校等の余裕教室や体育館等を利用した放課後子供教室のほか、児童クラブ施設内に「交流ひろば」を設け、定期開催の体制を整えている。 令和６年度は、交流ひろばで開催する放課後子供教室の申込方法として電子申請方式を導入し、24時間受付を可能にしたことにより、参加希望者が申込みしやすい環境を整えることができた。	学校施設を活用した放課後子供教室では、学校の都合上、実施を断念せざるを得ないことがあった。 引き続き、学校施設を活用した放課後子供教室の実施が可能となるよう、教育局や学校との連携を強化していくとともに、児童クラブ施設や児童館を活用しながら事業を実施していく。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
70	**地域子育て支援拠点の整備推進**	子育て中の保護者などが情報交換や相談をすることができる地域子育て支援拠点の整備を推進します。	地域子育て支援拠点の整備事業	こども政策課	A	子ども・子育て支援プラン記載の地域子育て支援拠点数は確保しているところ、令和５年度はさらに１か所の増設をした。	B	令和５年度末から令和６年度当初にかけて、地域子育て支援拠点数が２か所減少したが、令和６年度に１か所増設した。 子ども・子育て支援プラン記載の地域子育て支援拠点数は確保している。	TX沿線を中心に、地域子育て支援拠点の増設を検討していく。
71	**ホームスタート事業（養育支援訪問事業）の充実**	研修を受けた地域の子育て経験者が、子育てにストレスや不安を感じている等の親子の自立促進を目的に、週１回、２時間程度、概ね２～３か月継続訪問し、寄り添いながら「傾聴」し、また家事及び育児等を「協働」して行います。	ホームスタート事業（養育支援訪問事業）	こども政策課	B	子育てに不安や孤独等を感じている世帯に訪問を行い、親の孤立感の解消や虐待の未然防止に資する活動ができた。	B	子育てに不安や孤独等を感じている世帯に訪問を行い、親の孤立感の解消や虐待の未然防止に資する活動ができた。	親の孤立感の解消や虐待の未然防止のため、引き続き事業を進めていく。
テーマ④　防災・防犯対策の充実									
72	**避難行動要支援者の救済対策の確立**	行政と地域住民及び関係機関が協働しながら、地域防災を協議できる体制づくりと、防災知識のある人材育成に努めます。	区会との連携、避難行動要支援者名簿整備事業、避難行動要支援者の個別避難計画の策定推進、福祉避難所整備事業	社会福祉課	B	対象者宅を訪問し、聞き取り等により155件の個別避難計画を作成した。 ＜個別避難計画作成状況＞（令和５年度末現在） 避難行動要支援者数　2,619名 個別避難計画作成済件数　1,069件 個別避難計画作成率　40.8%	B	個別避難計画書と地域支援者への個人情報の同意についての同意書の様式を１つにまとめ様式を改正したことにより、計画作成の利便性の向上を図った。その結果、個別避難計画の作成件数が令和５年度（2023年度）の155件から245件へと大幅に向上した。 ＜個別避難計画作成状況＞（令和６年度末現在） 避難行動要支援者数　2,376名 個別避難計画作成済件数　1,205件 個別避難計画作成率　50.7%	名簿登録者のうち毎年600～700名ほどが新規登録、死亡、転出、施設入所等の理由で入れ替わるため、個別避難計画の作成の推進が難しい。また、個別避難計画の作成依頼の通知を送付しているが、返答率は60%程度である。 今後は、独居の高齢者、障害者世帯など支援者が身近にいない方等を優先して個別避難計画の作成を推進する。また、個別避難計画の作成依頼の通知への未返答者については、訪問を実施し、制度の説明と併せて個別避難計画の作成を推進する。
73	**地域防犯体制の強化**	ジョギングパトロールや防犯ボランティア団体への活動支援、防犯・環境美化サポーター活動の強化、各種防犯施策の継続等により、市民の防犯意識の高揚を図ります。	地域防犯体制の強化	防犯交通安全課	B	つくば警察署及びつくば地区防犯協会と連携して、防犯ボランティア団体への活動支援を行った。また、広報紙や区会回覧などを通して防犯情報を提供し、市民の防犯に対する意識を高めることができた。	B	つくば警察署及びつくば地区防犯協会と連携して、防犯ボランティア団体への活動支援を行った。また、広報紙や区会回覧などを通して防犯情報を提供し、市民の防犯に対する意識を高めることができた。	防犯ボランティアの高齢化等により、新たな担い手が不足していることが課題である。今後も引き続き、防犯ボランティアへの支援、各関係機関と連携を図り、防犯の啓発活動を行い、市民の防犯意識を高め防犯ボランティアの増加に繋げていく。
74	**子どもの安全確保**	各学校と連携を図りながら、安全で安心な学校づくりの推進に努めます。	各学校との連携、関係各課及び関係機関との連携 地域との連携による学校の防災力強化推進事業	教育総務課 （各小・中・義務教育学校）	B	各学校の職員や地域の方々を対象に学校防災研修会を開催し防災力強化を図っているほか、地域の研究機関と連携し、学区の地図に防災情報を記載した学校防災手帳作成事業を行った。 ・令和５年度の学校防災手帳作成校（３校） 二の宮小学校、秀峰筑波義務教育学校、茎崎第一小学校	B	各学校の職員や地域の方々を対象に学校防災研修会を開催し防災力強化を図っているほか、地域の研究機関と連携し、学区の地図に防災情報を記載した学校防災手帳作成事業を行った。 ・令和６年度の学校防災手帳作成校（３校） 島名小学校、小野川小学校、吉沼小学校	学校の教職員や地域の代表者（区長等）の異動、交代があるため、引継ぎや防災に係る知識の集積が課題である。今後も継続して研修会を開催し、防災力強化に努める。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
テーマ⑤　就労支援の充実									
75	**障害者の就労支援**	総合的に職業訓練を行い、また、就職から職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行う、「障害者就業・生活支援センター」の活用を積極的に促します。	就労支援事業の充実	障害者地域支援室	B	ハローワーク担当者と交流会の実施方法等について協議を重ね、障害者就業・生活支援センターからも協力を得て、障害者雇用義務のある市内事業所と障害者就労支援施設等との情報交換や雇用のマッチングなどを行う交流会を実施できた。	B	ハローワーク担当者及び障害者就業・生活支援センターと協議を行い、交流会と面接会の今後の開催方針について確認し、障害者雇用義務のある市内事業所と障害者就労支援施設等との間で情報交換や雇用のマッチングを行うことができる交流会を11月に開催した。	他市事例等を参考に、より効果的な障害者雇用率の向上に向けた取り組みを検討していく必要があり、既存の交流会と面接会を継続しながら、今後の新たな取り組み等について調査・研究を進めていく。
76	**高齢者の就労支援**	つくば市シルバー人材センターにおいて、高齢者の就労を支援します。	高齢者の就労支援	高齢福祉課	C	補助金を交付することにより、シルバー人材センターの円滑な運営を支援し、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進等に引き続き寄与できた。	C	補助金を交付することにより、シルバー人材センターの円滑な運営を支援し、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進等に引き続き寄与できた。	シルバー人材センターに所属する会員数が減少傾向にあるため、増加に向けて注力する必要がある。シルバー人材センターと連携を図り、市として支援をしていく。
77	**障害者の就労の充実**	障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害者の自立の促進を図ります。	障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進	障害者地域支援室	B	障害者就労施設等からの提供可能物品一覧をまとめて庁内に共有し、発注予定以外の依頼を聞き取るなど、掘り起こしを進めた。	B	障害者就労施設等からの提供可能物品一覧をまとめて庁内に共有し、発注予定以外の依頼を聞き取るなど、掘り起こしを進めた。	引き続き、庁内発注ニーズの掘り起こしを行うとともに、市内事業者との情報交換を密にし、受注体制の把握・向上を進める。
78	**生活保護受給者世帯の就労支援**	生活保護受給者には生活の支援を行うとともに、自立して生活できるよう、就労支援を行います。	生活保護受給者世帯の就労支援事業	社会福祉課	B	・就労による自立に向けて、必要な相談及び助言を行うとともに、ハローワーク等と連携し、求職活動の支援や個別求人開拓、職場定着支援を行った。 ・生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワークによる巡回相談は月３回実施） 令和５年度生活保護受給者就職状況21件	B	令和5年度まで生活自立サポートセンター（社会福祉協議会への委託）が事業を担当していたが、令和6年度から社会福祉課課内で事業を実施している。 ・就労による自立に向けて、必要な相談及び助言を行うとともに、ハローワーク等と連携し、求職活動の支援や個別求人開拓、フォローアップアンケートにより職場定着支援を行った。 ・生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワークによる巡回相談は月３回実施） 令和6年度生活保護受給者就職状況 15件	長期離職者や対人関係の不安等により就職活動やハローワークによる巡回相談への参加まで至らない生活保護受給者対する支援に課題があり、それぞれの受給者の状況に応じた支援や、アウトリーチ等の支援が実施できる体制の整備を進めていく。
テーマ⑥　ユニバーサルデザインのまちづくり									
79	**バリアフリー化の推進**	公共施設等においてバリアフリー化を含めた公共施設の環境整備に努めます。 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例公共施設等においてバリアフリー化を含めた公共施設の環境整備に努めます。 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づき、特定公共的施設の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事をしようとしている者から届出を受け、審査することで、整備基準に適合していることを確認します。また、必要に応じて、届出者に指導及び助言を行うことで、整備基準に適合させ、すべての人が安全かつ容易に社会参加できるための環境整備を目指します。	施設環境の整備	障害者地域支援室	B	いす式階段昇降機及び音声誘導装置の保守・点検を定期的に実施できた。 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく公共施設等の届出書類を審査し、福祉環境整備基準に適合できているか確認を行った。	B	いす式階段昇降機及び音声誘導装置の保守・点検を定期的に実施できた。 茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく公共施設等の届出書類を審査し、福祉環境整備基準に適合できているか確認を行った。	「公共施設等においてバリアフリー化を含めた公共施設の環境整備に努めます。」については、障害者地域支援室及び建築指導課での事業範囲を超えているため、表現変更や該当部局の特定を検討していただきたい。 いす式階段昇降機及び音声誘導装置の保守・点検の実施、茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく公共施設等の届出の書類を審査・確認を継続する。
				建築指導課	B	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく届出の審査は、基準に適合するよう審査指導を行っています。（令和３年度13件、令和４年度23件）	B	茨城県ひとにやさしいまちづくり条例に基づく届出の審査は、基準に適合するよう審査指導を行っています。（令和５年度17件、令和６年度11件）	－

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
テーマ⑦　居宅支援のまちづくり									
80	**障害者の居住支援**	重度障害者等のニーズに応えるため、国県の補助事業を積極的に活用し、住宅改修費用の補助を実施するとともに、事業内容及びその他の軽減措置に関する各種制度の周知を行います。 また、グループホームに居住する障害者のうち、低所得者の負担を軽減するための事業の活用を積極的に促します。	住宅改修事業の周知 特定障害者特別給付費事業	障害福祉課	B	ホームページや障害者福祉ガイドブックにより事業の周知を行い、重度障害者の自立の促進及び介護者の介護負担の軽減を図り、重度障害者の福祉の増進に寄与することができた。 また、グループホームに居住する低所得者に対しては、特定障害者特別給付費による家賃補助の利用を推奨しており、全ての対象者が利用している。	B	ホームページや障害福祉ガイドブックの他、障害者相談支援員やケアマネージャーへ情報提供を行うことで更に広く周知することができた。また、グループホームに居住する低所得者に対しては、特定障害者特別給付費による家賃補助の利用を推奨しており、申請を促すことで全ての対象者が利用できている。	引き続き、積極的に情報提供をするなど、制度について周知を行っていく。
81	**生活困窮者への住居確保支援**	離職により、住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の方に対して、有期で家賃相当額を支給します。	住居確保給付金支給事業	社会福祉課	B	・離職等により住居を失った、又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給すると共に自立に向け就労支援を行った。 　令和５年度新規申請件数　19件	B	・離職等により住居を失った、又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給すると共に自立に向け就労支援を行った。 　令和６年度新規申請件数　16件	・住居確保給付金の支給は、一時的な給付事業であるため、自立相談相談支援事業や就労準備支援事業家計改善支援事業等と一体的に実施し、生活困窮者の安定就労に向けた重層的な支援が必要である。
82	**高齢者の居住確保支援**	高齢者が安心して豊かな暮らしを営むため、つくば市高齢者居住安定確保計画に基づき、持ち家、賃貸住宅、市営住宅、施設等高齢者の住まい全般について、安定的な確保を図るための事業を実施します。	介護保険施設等の整備 市民ニーズに応じた有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の供給等 市営住宅の提供 低額な家賃の民間賃貸住宅やセーフティネット住宅、居住支援法人に関する情報提供	高齢福祉課	B	事業者に対して、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」や「つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」に基づき指導・助言を行った。	B	事業者に対して、「つくば市有料老人ホーム設置運営指導指針」や「つくば市サービス付き高齢者向け住宅設置運営指導指針」に基づき指導・助言を行った。	今後もつくば市高齢者福祉計画に基づき、市民ニーズに応じた住宅供給を行っていく。
				住宅政策課	B	住宅確保要配慮者に対し、比較的低額な家賃の民間賃貸住宅の情報や民間の居住支援法人の情報を提供し、市営住宅の供給のため整備を行ったため。	B	住宅確保要配慮者に対し、比較的低額な家賃の民間賃貸住宅の情報や民間の居住支援法人の情報を提供し、市営住宅の供給のため整備を行ったため。 また居住支援法人の支援状況に関する勉強会に参加し、支援方法について今後の検討を行ったため。	今後もつくば市高齢者居住安定確保計画に基づき高齢者のみの世帯など住宅に困窮する者に対し、低額家賃の民間賃貸住宅の情報提供及び市営住宅の供給を行っていく。
テーマ⑧　移動手段の確保									
83	**福祉有償運送の充実**	福祉有償運送事業実施団体の参入に努めることによって、公共交通機関を利用することが困難な人に対して、外出の利便を図っていきます。また、実施団体へ補助金を交付し支援していきます。	福祉有償運送の充実	障害者地域支援室	B	当該事業の実施団体に対して、年度末の実績報告に基づき運営の補助金を交付した。 公共交通機関の利用が困難な方々に、継続した移動手段の確保や社会参加の促進を図った。	B	当該事業の実施団体に対して、年度末の実績報告に基づき運営の補助金を交付した。 公共交通機関の利用が困難な方々に、継続した移動手段の確保や社会参加の促進を図った。	引き続き、福祉有償運送事業の実施団体等の運営補助を行い、公共交通機関を利用することが困難な方等の外出の利便を図っていく。
84	**福祉有償運送の充実**	福祉有償運送事業実施団体の参入に努めることによって、公共交通機関を利用することが困難な人に対して、外出の利便を図っていきます。また、実施団体へ補助金を交付し支援していきます。	福祉有償運送の充実	高齢福祉課	A	事業所へ補助金を交付し支援することで、利用者の移動手段の確保や社会参加の促進が図れた。 令和５年度は延べ利用者数2,744人、実利用者数551人と、前年度に比べて利用者は増加している。	A	事業所へ補助金を交付し支援することで、利用者の移動手段の確保や社会参加の促進が図れた。 令和６年度は延べ利用者数3,871人、実利用者数625人と、前年度に比べて利用者は増加している。	利用者が増え、需要に対し供給が追いつかなくなる懸念がある。 引き続き、利用者数に応じた補助金交付によって事業者が継続して運営できるように支援を行っていく。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価表

資料3

No	施策名	取組内容	具体的な事業名	担当課	評価 （令和５年度）	令和５年度の 取組状況及び評価の根拠	評価 （令和６年度）	令和６年度の 取組状況及び評価の根拠	事業の課題、今後の方針等
85	**高齢者タクシー運賃助成券の交付**	高齢者の外出支援や社会参加を促すことを目的として、タクシー運賃の一部助成を行っており、制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	高齢者タクシー運賃助成事業	高齢福祉課	B	必要とする高齢者へ情報が届くよう、民生委員へ事業の周知協力を依頼すると共に、タクシー運賃助成事業についてのアンケートを実施し、実態の把握に努めた。	B	令和6年度から80歳以上は世帯要件を問わず対象者とし、対象者の拡大や利便性の向上を図った。 また、必要とする高齢者へ情報が届くよう、民生委員へ事業の周知協力を依頼すると共に、タクシー運賃助成事業についてのアンケートを実施し、実態の把握に努めた。	今後、より利便性を高めるために、一度に使用できる枚数や助成金額について検討を行う。さらに、移動支援を必要としている高齢者へ情報が届くよう、周知方法を検討していく。
86	**福祉タクシー利用券の交付**	障害者の社会参加の促進を図るために、障害者福祉タクシー券の助成制度に関する広報・周知を図り、利用促進に努めます。	福祉タクシー利用券の交付事業	障害者地域支援室	B	タクシー運賃料金の一部を助成することにより、障害者の日常生活の利便性の向上や社会参加に寄与することができた。	B	タクシー運賃料金の一部を助成することにより、障害者の日常生活の利便性の向上や社会参加寄与することができた。	高齢者のタクシー運賃助成制度と改善の方向性を共有したうえで、利便性の向上と利用促進を図っていく。
87	**公共交通の整備**	将来にわたり持続可能な公共交通体系を目指し、路線による役割分担や、需要や目的に応じた適切なサービスの提供と利用促進に努め、利便性の高い公共交通網の構築を図ります。	コミュニティバス「つくバス」等の運行	総合交通政策課	B	つくバス：延べ利用者数1,132,827人で、1日当たり約3,095人の利用があった。なお、令和４年度と比較し、151,041人の増加が見られた。 つくタク：延べ利用者数は48,522人で、１日当たり約200人の利用があった。なお、令和４年度と比較し、237人減少した。 つくばね号：延べ利用者数6,138人で、１日当たり約17人の利用があった。令和４年10月運行開始のため、1日当たりの利用者数で令和４年度と比較すると、約３人増加が見られた。	B	つくバス：延べ利用者数1,125,821人で、1日当たり約3,084人の利用があった。なお、令和５年度と比較し、平日で約14％、休日で約33％の減便を行ったが、通勤通学利用時間帯（平日朝夕）の便数をできるだけ確保するなど工夫した結果、延べ利用者数の減少は7,006人にとどめることができた。 つくタク：延べ利用者数は48,019人で、１日当たり約198人の利用があった。なお、令和５年度と比較し、533人減少した。 つくばね号：延べ利用者数7,171人で、１日当たり約20人の利用があった。なお、令和５年度と比較し、1,033人の増加が見られた。	引き続き、利用者ニーズに沿うようなダイヤ改正等の実施検討や公共交通利用の促進を図ることで、延べ利用者数の増加を目指す。
テーマ⑨　地域を基盤とする包括的支援の強化									
88	**包括的相談支援の充実**	高齢者等のあらゆる相談を受け、その方のニーズに応じて適切なサービスや制度、機関につなぐワンストップ相談窓口を、直営の地域包括支援センターとともに市内６か所に委託している地域包括支援センターで相談業務を実施します。	総合相談支援事業	地域包括支援課	B	地域住民からの相談を受け、対象者のニーズに応じた適切なサービスにつなげる等の支援を行った。 相談件数（直営）令和５年度　1,231件 委託包括相談件数（６センター） 令和５年度　15,540件	B	地域住民からの相談を受け、対象者のニーズに応じた適切なサービスにつなげる等の支援を行った。 相談件数（直営）令和６年度　1,062件 委託包括相談件数（６センター） 令和６年度　15,918件	（課題） 重層的な課題を抱えるケースにも適切に対応できるよう、委託センターの更なる対応力向上、関係部署や他機関との連携が必要である。 （今後の方針） 対応力の向上や関係機関との連携を強化するため、庁内外の関係機関との意見交換会を継続して実施する。
89	**生活支援体制整備事業**	生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置し、高齢者をはじめとした住民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、地縁組織などが、互助を基本とした、地域で高齢者を支える体制づくりを推進します。	生活支援体制整備事業	地域包括支援課	B	第１層協議体は市地域ケア会議と合同で年４回開催し、市へごみ出し支援の提言書を提出し、高齢者等の移動支援セミナーを開催するなど、地域課題に対する具体的な施策につなげることができた。また、事業主旨である住民主体推進のため、令和６年度は地域ケア会議とは別個に会議を実施を決定した。 第２層協議体では、各圏域に合わせ、地域での集いの場や生活支援活動についての情報共有を行った。令和５年度から新たにテーマ別意見交換会を企画し、防災、食を通じた支援、子ども等をテーマに３回実施したり、小地域において支え合い活動の立ち上げ及び運営支援を行った。	B	第１層協議体は、住民主体の会議とするため、各圏域の第２層協議体から７名の地域住民が参加した。活発な意見交換を行い、各圏域の取組状況や市内全体に共通する地域課題の協議や情報交換を行った。 第２層協議体では、地域によってコアメンバーとも協議をするなど、各圏域の特徴に合わせた地域での新たな集いの場、生活支援の場、情報共有の場の創出を行った。また、令和５年度からのテーマ別意見交換会も継続し、食を通した支援、集いの場、子ども・子育て支援をテーマに３回実施した。	（課題） ・第１層と第２層の協議体が連携し、住民主体の取組や関係者との協働を通じて高齢者の暮らしを支える環境づくりを進めていく必要がある。 （今後の方針） ・地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせたケアマネジメントとの連携を推進することで、地域のあらゆる資源を活用して生活支援と介護予防を一体的に提供できるよう体制づくりを促進する。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価（令和５年度・令和６年度分）に関する事前質問一覧

資料４

No.	質問者	ページ番号	施策番号	内容	回答依頼先	回答要旨
1	石塚委員	１ページ	１-①-２	基本施策１-①-２ 食生活改善推進員の活動支援 【質問】 　食生活改善推進員の地区別の推進員の人数を男女別に知りたい。 【要望】 　今後の取組として現在も高齢者向けの活動を実施していると思いますが、活動内容、場所についてより一層高齢者対策をお願いしたい。	健康増進課	【質問に対する回答】 令和７年度会員数：173人（男性7人、女性166人） ・桜：41人（男性2人、女性39人） ・茎崎：31人（男性1人、女性30人） ・大穂：25人（男性3人、女性22人） ・豊里：26人（男性1人、女性25人） ・谷田部：34人（男性0人、女性34人） ・筑波：16人（男性0人、女性16人） 【要望に対する回答】 食生活改善推進員（協議会）とは、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、市民の健康づくりのために食育活動を行うボランティア団体で、6つの支部（桜・茎崎・大穂・豊里・谷田部・筑波）に分かれ、地域に根差した食育活動を行っています。 主な活動は、交流センターや公民館などを拠点に、子どもから高齢者まですべの世代に向けて、調理実習や食育講話、イベントでの普及啓発活動を行っています。 高齢者への活動は、近隣の交流センターや公民館を会場として、低栄養予防やフレイル予防、生活習慣病予防をテーマとした調理実習や食育講話、レシピ紹介等を実施しています。 市では、毎年会員向けの研修会および養成講座を開催し、食生活改善推進員の育成や支援をしています。 引き続き、食生活改善推進員協議会を支援し、連携しながら、高齢者をはじめとする市民の方への健康づくりの推進をしていきます。
2	石塚委員	２ページ	１-②-６	基本施策１-②-６ 区会の設立及び区会加入の促進 【要望】 　地域コミュニティ活動の中枢を成す区会において全国的傾向であると思いますが、加入率の低下が課題となっています。区会加入のメリット等もありますので、啓発活動を強化し、「Ｂ評価」を目指して活動への取組をお願いします。	市民協働課	少子高齢化の進行や家族形態の変化により、住民の価値観やライフスタイルの変化、市民ニーズの多様化により、全国的に地域コミュニティの活動を支える区会の加入率の低下が課題となっていること、つくば市も同様であることは認識しています。また、TX沿線の流入人口の増加に比べて、区会設立等が追いついていないことも加入率低下の原因と考えます。 ご指摘いただきました加入促進の取り組みについては、現在、転入者への区会加入促進チラシの配布（市民窓口課、各窓口センター）やホームページを活用した区会加入案内などを行っています。また、つくバスにデジタルサイネージ広告として掲示を行い、区会加入のメリットを継続的に広く広報しています。 今後も区会加入促進については、つくば市区会連合会と連携し、啓発活動の取り組みを継続して実施していきます。
3	石塚委員	18ページ	３-③-69	基本施策３-③-69 子どもの居場所づくり「放課後こども教室推進事業」の実施 【質問】 　令和６年度の取組状況及び評価の根拠欄に「交流ひろばで開催する放課後子供教室の申込方法として電子申請方式を導入し、24時間受付を可能にしたことにより、参加希望者が申込しやすい環境を整えることができた」とありますが、放課後子供教室は実施できたのでしょうか。 　学校の都合上、学校施設を活用できず断念せざるを得ないことがあったとのことですが、学校の都合が何であるかはわかりませんが、解決できるような対策を検討してください。	こども育成課	令和６年度は放課後子供教室を585回実施しています。 （内訳：学校開催123回、交流ひろば開催460回、児童館開催２回） 学校施設を活用した放課後子供教室については、教育局や学校との連携を密にし、事業を実施していきます。

No.	質問者	ページ番号	施策番号	内容	回答依頼先	回答要旨
4	山脇委員	16ページ	３-①-58	基本施策３-①-58 高齢者の健康づくりの支援 【質問】 　出前健康教室の令和６年度の延べ参加者は、令和５年度比で減少しているが、令和６年度の運動教室の延べ参加者は、令和５年度比で増加している。 　令和６年度の評価が令和５年度の「B評価」から「C評価」に下がった理由を伺いたい。 　年度によって目標値が異なるためでしょうか。	健康増進課（いきいきプラザ）	両事業とも、事務事業評価に目標値（出前健康教室：34,500人、運動教室：8,000人）がありますが、年度により異なることはありません。 　令和５年度の参加延べ人数の、この目標値に対する達成率だけで見ると、出前健康教室が約76%、運動教室が約75%で、おおむね計画どおりに進んでいるのＣ評価になりますが、参加延べ人数の前年度比が、出前健康教室は1,588人の増、同じく運動教室は223人の増ということで、令和５年度はＢ評価としました。 　令和６年度については、出前健康教室の参加延べ人数が前年度比1,569人の減、目標値に対する達成率が約71%、運動教室の参加延べ人数が前年度比600人の増、目標値に対する達成率が約82%でした。運動教室だけで見るとＢ評価になりますが、出前健康教室の利用上限回数の変更、熱中症対策としての教室の中止、高齢化に伴う活動終了団体の出現等による参加者数の減少を考慮し、この項目の全体としてC評価としました。
5	山脇委員	16ページ	３-①-59	基本施策３-①-59 日常生活圏域単位の拠点整備 【質問】 　評価の根拠となる記載がさほど変わっていないにも関わらず、令和６年度の評価が令和５年度の「B評価」から「C評価」に下がった理由を伺いたい。	高齢福祉課	つくば市高齢者福祉計画（第９期）において、 ・介護医療院 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・特定施設入居者生活介護（２件） の整備を計画し、令和６年度に公募を実施したものの、 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・特定施設入居者生活介護（１件） の整備事業者を選定することができなかったため、C評価としています。 今後の整備については、引き続き検討していきます。
6	山脇委員	16ページ	３-①-62	基本施策３-①-62 認知症高齢者等保護支援事業 【質問】 　事業が廃止されたのであれば、「E評価」ではなく、「－評価」になるのではないか。 　令和６年度に導入した「おでかけ見守りシール」は、靴収納型位置情報端末を活用した見守り事業とはどのような点が異なるのか。	地域包括支援課	認知症高齢者等保護支援事業をE評価とした理由は、多様な見守り機器が普及し、今後の靴収納型位置情報端末機の貸し出し需要は見込めないことから、計画の見直し等を検討したことによるものです。今後は、認知症高齢者等見守り事業として、おでかけ見守りシールをはじめとした、認知症高齢者やその家族の支援を継続して実施します。 おでかけ見守りシールと靴収納型位置情報端末機の違いについては、おでかけ見守りシールは、認知症の方の持ち物や衣服等に貼ることで、行方不明時に、発見者がスマートフォンで二次元バーコードを読み取ると、速やかに登録された家族や関係者に繋がる仕組みです。また、靴収納型位置情報端末機は、認知症の方の位置情報を常時把握できるため、行方不明時にリアルタイムで位置を確認できるものです。 おでかけ見守りシールは、利用者側に費用はかからず、持ち物や衣服等に貼ることで導入が簡単にでき、どなたでも利用できる点が大きな特徴です。 靴収納型位置情報端末機は、利用者側に通信費等の費用負担が必要であり、充電や靴の装着など日常の管理が必要です。

つくば市地域福祉計画（第４期）各施策進捗状況評価（令和５年度・令和６年度分）に関する事前質問一覧

資料４

No.	質問者	ページ番号	施策番号	内容	回答依頼先	回答要旨
1	石塚委員	１ページ	１-①-２	基本施策１-①-２ 食生活改善推進員の活動支援 【質問】 食生活改善推進員の地区別の推進員の人数を男女別に知りたい。 【要望】 今後の取組として現在も高齢者向けの活動を実施していると思いますが、活動内容、場所についてより一層高齢者対策をお願いしたい。	健康増進課	【質問に対する回答】 令和７年度会員数：173人（男性7人、女性166人） ・桜：41人（男性2人、女性39人） ・茎崎：31人（男性1人、女性30人） ・大穂：25人（男性3人、女性22人） ・豊里：26人（男性1人、女性25人） ・谷田部：34人（男性0人、女性34人） ・筑波：16人（男性0人、女性16人） 【要望に対する回答】 食生活改善推進員（協議会）とは、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、市民の健康づくりのために食育活動を行うボランティア団体で、6つの支部（桜・茎崎・大穂・豊里・谷田部・筑波）に分かれ、地域に根差した食育活動を行っています。 主な活動は、交流センターや公民館などを拠点に、子どもから高齢者まですべの世代に向けて、調理実習や食育講話、イベントでの普及啓発活動を行っています。 高齢者への活動は、近隣の交流センターや公民館を会場として、低栄養予防やフレイル予防、生活習慣病予防をテーマとした調理実習や食育講話、レシピ紹介等を実施しています。 市では、毎年会員向けの研修会および養成講座を開催し、食生活改善推進員の育成や支援をしています。 引き続き、食生活改善推進員協議会を支援し、連携しながら、高齢者をはじめとする市民の方への健康づくりの推進をしていきます。

No.	質問者	ページ番号	施策番号	内容	回答依頼先	回答要旨
2	石塚委員	２ページ	１-②-６	基本施策１-②-６ 区会の設立及び区会加入の促進 【要望】 　地域コミュニティ活動の中枢を成す区会において全国的傾向であると思いますが、加入率の低下が課題となっています。区会加入のメリット等もありますので、啓発活動を強化し、「Ｂ評価」を目指して活動への取組をお願いします。	市民協働課	少子高齢化の進行や家族形態の変化により、住民の価値観やライフスタイルの変化、市民ニーズの多様化により、全国的に地域コミュニティの活動を支える区会の加入率の低下が課題となっていること、つくば市も同様であることは認識しています。また、TX沿線の流入人口の増加に比べて、区会設立等が追いついていないことも加入率低下の原因と考えます。 ご指摘いただきました加入促進の取り組みについては、現在、転入者への区会加入促進チラシの配布（市民窓口課、各窓口センター）やホームページを活用した区会加入案内などを行っています。また、つくバスにデジタルサイネージ広告として掲示を行い、区会加入のメリットを継続的に広く広報しています。 今後も区会加入促進については、つくば市区会連合会と連携し、啓発活動の取り組みを継続して実施していきます。
3	石塚委員	18ページ	３-③-69	基本施策３-③-69 子どもの居場所づくり「放課後こども教室推進事業」の実施 【質問】 　令和６年度の取組状況及び評価の根拠欄に「交流ひろばで開催する放課後子供教室の申込方法として電子申請方式を導入し、24時間受付を可能にしたことにより、参加希望者が申込しやすい環境を整えることができた」とありますが、放課後子供教室は実施できたのでしょうか。 　学校の都合上、学校施設を活用できず断念せざるを得ないことがあったとのことですが、学校の都合が何であるかはわかりませんが、解決できるような対策を検討してください。	こども育成課	令和６年度は放課後子供教室を585回実施しています。 （内訳：学校開催123回、交流ひろば開催460回、児童館開催２回） 学校施設を活用した放課後子供教室については、教育局や学校との連携を密にし、事業を実施していきます。

No.	質問者	ページ番号	施策番号	内容	回答依頼先	回答要旨
4	山脇委員	16ページ	３-①-58	基本施策３-①-58 高齢者の健康づくりの支援 【質問】 　出前健康教室の令和６年度の延べ参加者は、令和５年度比で減少しているが、令和６年度の運動教室の延べ参加者は、令和５年度比で増加している。 　令和６年度の評価が令和５年度の「B評価」から「C評価」に下がった理由を伺いたい。 　年度によって目標値が異なるためでしょうか。	健康増進課（いきいきプラザ）	出前健康教室と運動教室の延べ参加者数の目標値は、どちらも年度ごとには変わりません。出前健康教室の目標延べ参加者数は39,800人、運動教室の目標延べ参加者数は8,000人です。 令和５年度は、両方の教室の延べ参加者数の達成率が約７割であったことに加えて、令和４年度と比較して参加者数が増加したことから「Ｂ評価」としました。 しかし、令和６年度は、出前健康教室の延べ参加者数の達成率が約６割と低下してしまい、さらに令和５年度と比較して参加者数が減少してしまったことから「Ｃ評価」としました。
5	山脇委員	16ページ	３-①-59	基本施策３-①-59 日常生活圏域単位の拠点整備 【質問】 　評価の根拠となる記載がさほど変わっていないにも関わらず、令和６年度の評価が令和５年度の「B評価」から「C評価」に下がった理由を伺いたい。	高齢福祉課	つくば市高齢者福祉計画（第９期）において、 ・介護医療院 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・特定施設入居者生活介護（２件） の整備を計画し、令和６年度に公募を実施したものの、 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・特定施設入居者生活介護（１件） の整備事業者を選定することができなかったため、C評価としています。 今後の整備については、引き続き検討していきます。

No.	質問者	ページ番号	施策番号	内容	回答依頼先	回答要旨
6	山脇委員	16ページ	３-①-62	基本施策３-①-62 認知症高齢者等保護支援事業 【質問】 事業が廃止されたのであれば、「E評価」ではなく、「ー評価」になるのではないか。 令和６年度に導入した「おでかけ見守りシール」は、靴収納型位置情報端末を活用した見守り事業とはどのような点が異なるのか。	地域包括支援課	認知症高齢者等保護支援事業をE評価とした理由は、多様な見守り機器が普及し、今後の靴収納型位置情報端末機の貸し出し需要は見込めないことから、計画の見直し等を検討したことによるものです。今後は、認知症高齢者等見守り事業として、おでかけ見守りシールをはじめとした、認知症高齢者やその家族の支援を継続して実施します。 おでかけ見守りシールと靴収納型位置情報端末機の違いについては、おでかけ見守りシールは、認知症の方の持ち物や衣服等に貼ることで、行方不明時に、発見者がスマートフォンで二次元バーコードを読み取ると、速やかに登録された家族や関係者に繋がる仕組みです。また、靴収納型位置情報端末機は、認知症の方の位置情報を常時把握できるため、行方不明時にリアルタイムで位置を確認できるものです。 おでかけ見守りシールは、利用者側に費用はかからず、持ち物や衣服等に貼ることで導入が簡単にでき、どなたでも利用できる点が大きな特徴です。 靴収納型位置情報端末機は、利用者側に通信費等の費用負担が必要であり、充電や靴の装着など日常の管理が必要です。

資料5

２　関係団体等ヒアリング調査、庁内ヒアリング調査の実施概要（案）について

（１）関係団体等ヒアリング調査

①実施概要

「つくば市地域福祉計画（第５期）」の策定に当たり、地域福祉活動の実践者の視点から課題を把握し、その後の施策検討、計画策定に生かすためにヒアリング調査を実施する。

対象者	調査期間	調査対象数	調査手法
つくば市内で活動するボランティア団体、NPO団体等	令和７年11月ごろ	10団体程度	ヒアリングシートの郵送配布、郵送回収 ※その後、必要に応じて面談の実施

②調査対象団体（案）

・シルバークラブ連合会
・福祉団体等連絡協議会
・基幹相談支援事業所
・ボランティア連絡協議会
・民生委員児童委員連絡協議会
・主任児童委員連絡会
・区会連合会
・自主防災組織
・NPO法人、ボランティア団体（子育て支援分野）

③ヒアリングシート（案）

別紙のとおり

（２）庁内ヒアリング調査

①実施概要

「つくば市地域福祉計画（第５期）」の策定に当たり、庁内や社会福祉協議会での各施策の取組状況や今後の意向等を把握し、施策検討、計画策定に生かすためにヒアリング調査を実施する。

対象者	調査期間	調査対象数	調査手法
庁内関係各課室等 社会福祉協議会 地域包括支援センター	令和７年 11 月ごろ	18 課室等程度	庁内等のネットワークシステム、電子メールを通じてのヒアリングシートの配布、回収 ※その後、必要に応じて面談の実施

②調査対象課室等（案）

・高齢福祉課	・市民協働課
・障害福祉課	・地域支援課
・障害者地域支援室	・危機管理課
・地域包括支援課	・国際都市推進課
・地域包括支援センター	・学び推進課
・こども政策課	・教育相談センター
・こども未来センター	・社会福祉課
・健康増進課	・社会福祉協議会
・保健センター（大穂・谷田部）	

③ヒアリングシート（案）

別紙のとおり

資料６

関係団体等ヒアリング調査票（案）

１　貴団体の活動について

問１　貴団体では、活動を行う上で地域にある他の団体・機関等との交流や連携、協力関係がありますか。（あてはまるものすべてに〇）

１．市役所	11．病院
２．社会福祉協議会	12．警察・消防
３．自治会	13．弁護士・司法書士
４．民生委員・児童委員	14．企業
５．保育園・幼稚園	15．その他（　　）
６．小学校・中学校	16．特になし
７．高校・大学・専門学校	
８．NPO・ボランティア団体	
９．シルバークラブ	
10．介護・福祉施設	

問１－１　問１において他の団体・機関等との連携、協力関係があると回答した団体にお聞きします。それらとはどのような関係がありますか。（自由記述）

【記入例】８．NPO・ボランティア団体　→　イベントの共同開催
　　→　活動に関する情報交換

問２　貴団体が活動を行う上で課題となっていることは主にどのようなことですか（〇は３つまで）

１．活動のマンネリ化	９．活動資金の不足
２．新しいメンバーが入らない	10．メンバーの高齢化
３．リーダー（後継者）が育たない	11．相談件数の増加、複雑化
４．市民に情報発信する場や機会が乏しい	12．その他（　　）
５．市民のニーズに合った活動ができていない	13．特に困ったことはない
６．支援を必要とする人の情報が得にくい	
７．他の団体と交流する機会が乏しい	
８．活動の場所（拠点）の確保が難しい	

問２－１　問２において「１」から「11」のいずれかを選択した方にお聞きします。問２で挙げた課題解決のためには、何が必要と思いますか。（自由記述）

問２－２　問２において「１」から「11」のいずれかを選択した方にお聞きします。問２で挙げた課題解決のために、どのような機関・団体と連携したいですか。（あてはまるものすべてに○）

１．市役所	11．病院
２．社会福祉協議会	12．警察・消防
３．自治会	13．弁護士・司法書士
４．民生委員・児童委員	14．企業
５．保育園・幼稚園	15．その他（　　）
６．小学校・中学校	
７．高校・大学・専門学校	
８．NPO・ボランティア団体	
９．シルバークラブ	
10．介護・福祉施設	

問３　貴団体では、団体の活動に必要な情報を主にどこから入手していますか（○は３つまで）

１．市のホームページ	７．他団体（NPO・ボランティア団体等）
２．市の広報紙	８．その他（　　）
３．市の窓口	９．特になし
４．社会福祉協議会のホームページ	
５．社会福祉協議会の広報紙	
６．民生委員・児童委員	

２　地域の現状、課題等について

問４　活動を通じて感じる地域の主な問題点、課題はどのようなものですか。
（○は５つまで）

１．あいさつをしない人が多い
２．近隣との交流が少ない
３．世代間の交流が少ない
４．地域活動の減少、担い手不足
５．地域において気軽に集まれる場が少ない
６．福祉ニーズの多様化・複雑化
７．一人暮らしの高齢者や支援を必要とする方の情報が手に入りにくい
８．ひきこもりの方を支援する体制が不十分である
９．「福祉」「保健」に関する行政サービスの市民への周知が不十分である
10．大規模な風水害や地震発生時の防災対策に不安がある
11．ごみ出しや交通マナーが悪い
12. その他（　　）

問５　問４で回答した地域における課題を解決するためには、どのような取り組みが必要であると考えますか。（○は５つまで）

１．日常生活に関する身近な相談窓口の整備
２．地域の方が交流できる場の整備
３．地域のネットワーク作り
４．支援を必要とする方に支援が行き届く体制の整備
５．買い物がしやすい環境づくり
６．バスなどの公共交通手段の整備
７．地域における自主防災組織等の整備
８．道路や建物のバリアフリー化
９．公園等の自然環境の整備
11．その他（　　）

３　地域福祉の推進について

問６　地域福祉（※１）を推進するためには、どのような取り組みが必要であると思いますか（○は３つまで）

※１　地域福祉とは、誰もが自分らしく、住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりのことを指します。

１．ボランティアの育成と活動の促進
２．自治会、ボランティア団体等への支援
３．身近な相談窓口の充実
４．地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成
５．福祉サービスに関する情報提供や案内の充実
６．誰もが気軽に集まれる居場所づくり
７．利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化
８．地域福祉への理解を深め、参加を促す福祉教育の充実
９．支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり
10．その他（　　）

問７　地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような取り組みが必要であると思いますか。（○は３つまで）

１．近隣の住民同士の日常の付き合い
２．地域の行事等を通じた人のつながりの拡充
３．地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
４．ボランティアや地域活動に関わる人材の育成
５．ボランティアや地域活動に関わる団体相互の連携
６．共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実
７．自治会への加入促進
８．地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援
９．子どもたちへの福祉教育の充実
10．その他（　　）

問８　貴団体の考える地域福祉のあり方や誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりの推進のためのご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。（自由回答）

資料７

庁内関係課室等ヒアリング調査票（案）

１　相談内容について

問１　貴課室において向こう１年間の間に窓口、電話、メールなどで受けた相談内容はどのようなことですか。（あてはまるものすべてに〇）

１．生活費などの経済的なこと
２．健康・医療に関すること
３．家族の介護に関すること
４．仕事・学業に関すること
５．子育て・教育に関すること
６．地域、近所との関係に関すること
７．家族・親族間の人間関係（虐待、ひきこもり等を含む）
８．学校・勤務先での人間関係
９．住居に関すること
10．将来の生活に関すること
11．防災、防犯に関すること
12．外出時の移動手段に関すること
13．その他（　　）

問２　問１で回答した相談内容において相談件数が多い主要な相談内容はどのようなことですか。**番号で３つお答えください。**

【記入例】
１．３．７

問３　問２で回答した相談件数の多い主要な相談内容は、具体的にどのような内容ですか。

【記入例】
１．生活費などの経済的なこと
→　年金で 50 代の子（無職）と２人で生活している。経済的に厳しい。

問４　相談内容の解決に向けた対応にあたり困難と感じるのは、どのようなことですか。（あてはまるものすべてに〇）

１．相談内容多様化、複雑化しており、分野を横断した横の連携が必要であるが、庁内関係課との連携がスムーズに進まない。
２．高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など相談者の背景の多様化により相談対応には幅広い知識が求められるが、研修や学習の機会が十分確保されていない。
３．相談内容の解決に年単位の時間を要する。
４．その他（　　）

２　外部団体（NPO 法人、ボランティア団体等）との連携について

問５　所管する事業において庁内他部署、外部団体（NPO 法人、ボランティア団体、民間事業所等）と連携を実施している事業はありますか。

１．あり　　２．なし

問６　※問３において「１．あり」と回答した場合のみお答えください。
庁内他部署、外部団体と連携を実施している事業名、連携先についてお答えください。

事業名	連携先（庁内）	連携先（外部団体）

問７　※問３において「１．あり」と回答した場合のみお答えください。
連携の具体的な取り組みについてお答えください。

事業名	具体的取組内容		連携によるメリット、成果など
	庁内	外部団体	
【記入例】 〇〇〇〇事業	事業進捗状況等の確認のための定期的な会合の実施	啓発イベントの共同開催	外部団体との連携前と比較するとイベントの参加者が約〇〇〇名増加した。

問８　※問３において「１．あり」と回答した場合のみお答えください。
連携時に感じた課題がありましたらお答えください。（あてはまるものすべてに〇）

１．施策の目標や価値観の共有が難しい
２．役割分担が不明確である
３．信頼関係の構築が難しい
４．情報共有・コミュニケーションの不足
５．特に課題はない
６．その他（　　）

地域福祉計画を上位計画とする各個別計画のニーズ把握手法について

資料8

担当課名	こども政策課	障害福祉課	高齢福祉課	健康増進課
計画名	子ども・子育て支援プラン	障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画	高齢者福祉計画	健康増進計画
問1 計画策定の際、ニーズ把握のためアンケート調査以外でどのような手法を採用していますか	庁内関係課へのヒアリング	関係団体へのヒアリング	ニーズ把握の手法は、アンケート調査のみ	
問2 団体ヒアリングを実施した団体数、団体名称について ※問1において「1. 関係団体へのヒアリング」と回答した課のみ回答		1. 実施数　16団体 2. 実施団体の名称 福祉団体等連絡協議会に加盟している団体		
問3 ヒアリングを実施した庁内関係課数、名称、実施方法について ※問1において「2. 庁内関係課、社会福祉協議会へのヒアリング」と回答した課のみ回答	1. 実施数　17か所 2. 課等の名称 ・こども未来センター ・こども育成課 ・幼児保育課 ・ダイバーシティ推進室 ・広聴室 ・科学技術戦略課 ・総務課 ・教育総務課 ・健康教育課 ・生涯学習推進課 ・学び推進課 ・学務課 ・特別支援教育推進室 ・健康増進課 ・大穂保健センター ・障害福祉課 ・公園・施設課 3. ヒアリングの実施方法 直接の聞き取り		アンケート調査 対象者 ①一般高齢者 ②要介護・要支援認定者 ③若年者 ④ケアマネージャー	アンケート調査 対象者 ①一般市民（20歳以上） ②1歳未満の子の保護者 ③小・中・高校生 ④妊産婦

資料９

地域福祉計画（第５期）策定スケジュール（案）について

年度	時期	内容
令和７年度	令和７年（2025年）　５月～７月	第４期進捗状況評価実施（令和５・６年度分） 関係団体及び庁内ヒアリング調査票の素案作成
	８月	**令和７年度第１回地域福祉計画策定推進懇談会** ・第４期進捗状況確認結果（令和５・６年度分）報告について ・関係団体ヒアリング調査票、庁内ヒアリング調査票の検討
	８月～１月	市民意識調査の実施 高齢者福祉計画・障害者プラン計画策定のためのアンケート調査の実施
	11月～12月	関係団体及び庁内ヒアリング調査の実施
	令和８年（2026年）　１月～３月	関係団体への地域福祉計画策定推進懇談会委員の推薦依頼 市民委員の公募 →新委員選任
令和８年度	４月	現委員選任期間満了 新委員選任期間（令和11年（2028年）４月まで）
	５月	**令和８年度第１回地域福祉計画策定推進懇談会** ・個別計画のアンケート調査、市民意識調査の結果報告について ・関係団体及び庁内ヒアリング調査の結果について
	８月	**令和８年度第２回地域福祉計画策定推進懇談会** ・計画骨子案について
	10月	**令和８年度第３回地域福祉計画策定推進懇談会** ・計画素案の検討
	10月～11月	第４期進捗状況評価実施（令和７・８年度分）【最終評価】
	12月	**パブリックコメント実施（12/1～28）**
	令和９年（2027年）　１月	**令和８年度第４回地域福祉計画策定推進懇談会** ・パブリックコメントの結果を受けた検討
	３月	**令和８年度第５回地域福祉計画策定推進懇談会** ・地域福祉計画（第５期）の策定報告

※スケジュールは、今後、変更となる場合があります。